

入 札 説 明 書

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務

資 料 一 覧

1. 入札説明書（確認資料書式を含む）
2. 請負契約書（案）
3. 競争加入者心得・役務請負契約基準
4. 特殊建築物等定期調査業務特記仕様書

平成29年10月20日

国立大学法人岡山大学

入札説明書

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年10月20日

2. 契約担当官等

国立大学法人岡山大学 学長 榎野博史

3. 業務概要等

(1) 業務名 岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務

(2) 業務場所 岡山県岡山市北区津島中三丁目1番1号 岡山大学津島団地構内
岡山県岡山市北区津島福居二丁目10番4号 岡山大学津島団地構内
岡山県岡山市北区津島桑の木町6番1号 岡山大学津島団地構内
岡山県岡山市北区津島桑の木町6番2号 岡山大学津島団地構内
岡山県岡山市北区鹿田町二丁目5番1号 岡山大学鹿田団地構内
岡山県岡山市中区東山二丁目13番80号 岡山大学東山団地構内
岡山県倉敷市中央二丁目20番1号 岡山大学倉敷団地構内
鳥取県東伯郡三朝町山田827 岡山大学三朝団地構内
岡山県岡山市中区平井三丁目914 岡山大学平井団地構内
岡山県岡山市北区日応寺 岡山大学津高団地構内

(3) 業務概要 建築基準法第12条第1項に準ずる特殊建築物等の定期調査
詳細は仕様書のとおり

(4) 完了期限 平成30年3月28日（水）まで

(5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、岡山大学長に承諾願（別紙様式1）を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

4. 競争参加資格

(1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第6条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省における平成29・30年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格において、業種区分で「建築関係設計・施工管理業務」又は「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者、又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成29年度に中国地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成19年度以降に元請として業務が完了した、建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく特殊建築物等の定期調査報告業務の実績を有すること

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (5) 次に掲げる基準を満たす業務者を当該業務に配置できること。
 - ① 1級建築士、2級建築士、建築物調査員又は特定建築物調査員資格者講習を修了した者のいずれかの資格を有する者であること。
 - ② 平成19年度以降に上記(4)に掲げる業務の経験を有する者であること。
 - ③ 直接かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
- (6) 経営状況が健全であること。
- (7) 不正又は不誠実な行ないないこと。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人岡山大学から取引停止又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 岡山県又は広島県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5. 担当部局

〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当
電話番号086-251-7123
FAX 086-251-7128
E-mail sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

6. 競争参加申請等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 提出期間：平成29年10月23日（月）から平成29年11月7日（火）まで
 - ② 提出場所：上記5に同じ
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。（運用時間をポータルサイトにて確認すること。）
これにより難しいものは、提出場所に持参すること。（上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。）
 - ④ 提出様式：<http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html>にてMS-Wordファイルを入手可。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 確認資料は、次に掲げるところに従い作成すること。
なお、①の同種業務の実施実績及び②1)の配置予定業務者の同種業務の経験については、平成19年度以降かつ申請書及び確認資料の提出期限の日までに業務が完了したものに限り記載すること。
- ① 実施実績（別記様式2）
上記4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実施実績を別記様式2に記載すること。記載する同種業務の実施実績の件数は1件でよい。
 - ② 配置予定の業務者（別記様式3）
配置予定業務者の資格・同種業務の実施経験
上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の業務者の資格、同種の業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の業務の経験の件数は1件でよい。資格については、免許等の写しを添付すること。なお、配置予定の業務者として複数の候補業務者の資格、同種の業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することもできる。
また、同一の業務者を重複して複数業務の配置予定の業務者とする場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の業務者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
他の業務を落札したことにより配置予定の業務者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - ③ 契約書等の写し
①及び②の同種業務の実施実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。また、記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。
 - ④ 一般競争参加資格認定通知書等の写し
文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（平成29・30年度）又は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付すること。
 - ⑤ 緊急時の施工体制（別記様式4）
岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び業務者が常駐している拠点を記載すること。
 - ⑥ 事故及び不誠実な行為（別記様式5）
中国地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び岡山県又は広島県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。
- (4) 競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年11月16日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

(6) その他

- ① 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 学長は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
一太郎	一太郎 2007 形式以下での保存
Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat5 以降で作成のもの） 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

申請書類は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。容量は3ファイル合計10MB以内に納めること。（圧縮することにより容量以内に納まる場合はLZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付すること。）

なお、競争参加資格確認申請書（別記様式1）については、代表者印を押印したものをPDFファイル等に変換して添付すること。

圧縮してもファイル容量が10MB以内に納まらない場合は、競争参加資格確認申請書（別記様式1）のみ電子入札システムで提出し、書面により、申請書及び確認資料の提出期限日までに持参すること。

ただし、持参する場合は、持参する資料の種類を記載した書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

7. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：平成29年10月23日（月）から平成29年11月20日（月）まで
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。
- ②提出先：上記5に同じ。
- ③提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達
の記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限
までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書（要押印）の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

(2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ (<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>) により閲覧に供する。

- ①期間：平成29年11月22日（水）から平成29年11月27日（月）まで
- ②電子入札システムによる閲覧が不可能な場合：

(イ) 閲覧場所：上記5に同じ。

(ロ) 閲覧期間：上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。

8. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限：平成29年11月24日（金） 9時から
平成29年11月27日（月） 11時まで。
- (2) 持参による提出場所：上記5に同じ。
- (3) 開札日時：平成29年11月28日（火） 14時00分
- (4) 開札場所：〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学本部棟3階入札室
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

9. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

11. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

12. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

13. 落札者の決定方法

契約規程第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14. 契約書作成の可否等

別紙の契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

15. 支払条件

請負代金は、請求書に基づき1回に支払うものとする。

16. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本業務に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。

紙入札方式参加承諾願

1. 業務名 岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記業務は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長 殿

平成 年 月 日

住 所

法人等名

代表者氏名

印

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学
学長 榎野博史 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

平成29年10月20日付けで公告のありました岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第6条及び第7条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）、及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記6（3）①に定める実施実績を記載した書面
2. 入札説明書 記6（3）②に定める配置予定の業務者の資格等を記載した書面
4. 入札説明書 記6（3）③に定める契約書等の写し
5. 入札説明書 記6（3）④に定める一般競争参加資格認定通知書等の写し
6. 入札説明書 記6（3）⑤に定める緊急時の施工体制を記載した書面
7. 入札説明書 記6（3）⑥に定める法令遵守の状況について記載した書面及び資料

注) 紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金（402円）に相当する切手をはった長3号封筒とする。）を添えて提出すること。

同種業務の実施実績

会社名 _____

同種業務の判断基準		平成19年度以降に元請として業務が完了した、建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく特殊建築物等の定期調査報告業務の実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
業 務 名 称 等	業 務 名	
	発注機関名	
	業 務 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	業 務 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受 注 形 態	単体/共同企業体 (出資比率 %)
業 務 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(m ²)
	業 務 内 容	(業務内容を記載する。)

注) 同種業務の実施実績については、平成19年度以降かつ申請書及び確認資料の提出期限の日までに業務が完了したものに限り記載すること。

また、併せて業務の実施実績として記載した業務に係る契約書及び記載した業務の内容が判断できる資料の写しを提出すること。

配置予定業務者の資格・業務経験

会社名 _____

1) 配置予定業務者の資格・業務経験

配置予定業務者の従事役職・氏名		業務責任者 ○○ ○○
法令による資格・免許		(例) 一級建築士 (取得年)
同種業務の判断基準		平成19年度以降に元請として業務が完了した、建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく特殊建築物等の定期調査報告業務の実績を有すること。
業務の経験 の概要	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	業務期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	(㎡)
申請時における他業務の従事状況等	業務名	
	発注機関名	
	業務期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	
	本業務と重複する場合の対応措置	

注) 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注) 配置予定業務者の同種業務の経験については、平成19年度以降かつ申請書及び確認資料の提出期限の日までに業務が完了したものに限り記載すること。

また、併せて業務の実施経験として記載した業務に係る契約書及び当該業務者が従事したことを判断できる資料及び記載した業務の内容が判断できる資料の写しを提出すること。

注) 申請時における他業務の従事状況は、従事しているすべての業務について、本業務を落札した場合の業務者の配置予定等を記入すること。

緊急時での施工体制

業務名：岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務

会社名 _____

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び業務者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

(記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
株式会社〇〇〇〇 △△支店	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇- 〇	<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ⊙支店 ・営業所 ・その他

事故及び不誠実な行為

会社名 _____

1. 営業停止

岡山県又は広島県を区域に含む営業停止措置のうち、本業務の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通中国地方整備局	(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

注1) 営業停止の通知の写しを添付すること。

注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

2. 指名停止

中国地区において、文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本業務の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。
指名停止の期間
(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

注1) 指名停止の通知の写しを添付すること。

注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

請負契約書(案)

請負の表示 岡山大学(鹿田他)特殊建築物等定期調査業務

請負代金額 金 , , 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 , , 円也)

ただし,消費税及び地方消費税額は,消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき,請負代金に108分の8
を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人岡山大学 学長 榎野博史 と、受注者
との間において,上記の業務(以下「業務」という。)について,上記の請負代金額で,次の条項によって
請負契約を締結し,信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は,別冊の仕様書に基づいて,業務を完了するものとする。

第2条 業務は,岡山県岡山市北区津島中三丁目1番1号 岡山大学構内,岡山県岡山市北区津島福居
二丁目10番4号 岡山大学構内,岡山県岡山市北区津島桑の木町6番1号 岡山大学構内,岡
山県岡山市北区津島桑の木町6番2号 岡山大学構内,岡山県岡山市北区鹿田町二丁目5番1号
岡山大学構内,岡山県岡山市中区東山二丁目13番80号 岡山大学構内,岡山県倉敷市中央
二丁目20番1号 岡山大学構内,鳥取県東伯郡三朝町山田827 岡山大学構内,岡山県岡山
市中区平井三丁目914 岡山大学構内及び岡山県岡山市北区日応寺 岡山大学構内において実
施する。

第3条 請負期間は,平成29年 月 日から平成30年3月28日までとする。

第4条 契約保証金は,免除する。

第5条 請負代金は,受注者からの適法な請求に基づき1回に支払うものとする。

第6条 請負代金の請求書は,岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。

第7条 完了通知書は,岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。

第8条 この契約についての一般的約定事項は,国立大学法人岡山大学が定めた別記の役務請負契約基
準によるものとする。

第9条 この契約に定めのない事項について,これを定める必要がある場合は,発注者と受注者とが協
議して定めるものとする。

第10条 この契約に関する訴えの管轄は,国立大学法人岡山大学所在地を管轄区域とする岡山地方裁判
所とする。

この証として,本書2通を作成し,当事者記名押印のうえ,各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学

学長 榎野博史

受注者

競争加入者心得について

平成23年10月 1日
施設企画部長 裁定

(趣旨)

第1 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人岡山大学会計規則（以下「規則」という。）、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）その他特別の定めによるほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

- 第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、第2項及び第3項に該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第2項中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 学長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 3 学長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類は次に掲げるとおりとする。

- 一 岡山市内が支払地である銀行保証小切手（銀行を振出人とする持参人払小切手であって線引きされていないもの。）
- 二 法人を被保険者とする入札保証保険

(入札保証金等の納付)

- 第5 競争加入者は、入札保証金を国立大学法人岡山大学における入札保証金等取扱要項（以下「入札保証金等取扱要項」という。）第3条別紙第1号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて、学長に提出しなければならない。
- 第6 競争加入者は、第5の規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が有価証券等であるときは有価証券の種類の数及び額面額に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人等の名称又は商号）を明記するものとする。
- 第7 競争加入者は、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書ととりかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(入札)

- 第10 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟読し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 第11 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
 - 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ提出することができる。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、学長に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第14 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札場の自由入退場の禁止)

第15 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第29の立会い職員以外の者は入場することができない。

第16 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第17 競争加入者またはその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。)及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第18 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第19 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第20 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第21 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及

び工事名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第22 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、学長あての親展で提出しなければならない。

第23 第22の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第24 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第25 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第26 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

第27 学長は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

第28 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書

三 請負に付される工事の表示、入札金額の記載のない入札書

四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書(電子入札システムによる場合は、電子証

明書を取得していない者の提出した入札書)

五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。)(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)

六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書

七 入札金額の記載が不明確な入札書

八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書

九 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書

十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書

十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第29 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第30 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第31 予定価格が2,000万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、学長の行う調査に協力しなければならない。

第32 予定価格が2,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第33 第31及び第32の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第34 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、学長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第35 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第36 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、学長が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。

第37 落札者が第36に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第38 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第36に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を学長に提出しなければならない。ただし、学長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第39 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第40 契約の相手方は、契約保証金を別紙第4号様式の契約保証金納付書(以下「契約保証金納付書」という。)に添えて、学長に納付しなければならない。

第41 契約保証金に代わる担保の種類、提供の手続きは、入札保証金等取扱要項によるものとする。

第42 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、学長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第44 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

(契約保証金の法人帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別紙第1号様式

入札保証金納付書

〔入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金に代わる担保の場合には、その種類・金額等〕

〔請負に付される工事名〕

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金として上記金員を納付します。

この入札保証金は、入札の結果落札した場合において、公告に示された手続をしなかったときは、岡山大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

(住 所)

(氏 名)

Ⓜ

第2号様式

入札辞退届

(請負に付される工事名)

このたび、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

(住所)
(氏名, 押印)

別紙第3号様式

入札書

(請負に付される工事名)

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

(住所)
(氏名, 押印)

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

別紙第4号様式

契 約 保 証 金 納 付 書

〔 契約保証金が現金であるときはその金額，契約保証金に代わる担保の場合には，そ
の種類・金額等 〕

〔請負に付される工事名〕

上記工事の契約保証金として，上記金員を納付します。
この契約保証金は，契約上の義務を履行しないときには，岡山大学に帰属するもので
あることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

受 注 者

(住 所)

(氏 名)

Ⓜ

別記第3号

役務請負契約基準

この基準は、役務に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書を内容とする役務請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
 - 2 受注者は、契約書記載の役務を契約書記載の請負期間に応じて履行するものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。
 - 3 役務の実施方法等役務を履行するために必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た事項について、その機密を保持しなければならない。
 - 5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び解約は、書面により行わなければならない。ただし、緊急を要する通知等にあつては、この限りではない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- (役務の履行の調整)
- 第2 発注者は、受注者の履行する役務及び発注者の発注に係る第三者の履行する役務が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の履行する役務の円滑な履行に協力しなければならない。
- (請負代金額内訳明細書等の提出)
- 第3 受注者は、発注者が仕様書で定めている場合は、契約締結後15日以内に、請負代金額内訳明細書及び業務等実施計画表（以下「内訳書及び計画表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 2 内訳書及び計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (権利義務の譲渡等)
- 第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
 - 2 前項の規定に関わらず、受注者があらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して、請負代金債権を譲渡することができる。
 - 一 信用保証協会
 - 二 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関
 - 三 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する金融機関
 - 四 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社
 - 3 前項の規定により請負代金債権を譲渡する場合については、受注者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約において、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。

- 4 発注者は、受注者又は譲受人から第2項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、受注者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。
(委任又は下請負の禁止)
- 第5 受注者は、請負の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(下請負人の通知)
- 第6 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)
- 第7 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料及び方法等を、役務の履行のために使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料及び方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(監督職員)
- 第8 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。
2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、仕様書に基づく工程の管理、立会、役務の履行状況の検査又は役務を履行するための材料の試験若しくは検査（確認を含む。）の権限を有する。
- 4 発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにおいては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び解約については、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。
(履行報告)
- 第9 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
(役務の履行上必要な資機材等)
- 第10 受注者は、役務の履行上必要な資機材、消耗品等については、全て自己の責任と負担で準備しなければならない。ただし、発注者が役務の履行上必要と認め、発注者から受注者に支給する材料及び貸与する物品（以下「支給材料等」という。）がある場合は、この限りではない。
(支給材料等)
- 第11 前条ただし書きに定める支給材料等の品名、数量、規格、品質、性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
 - 2 発注者又は監督者は、支給材料等の引き渡しに当たっては、受注者の立会の上、発注者の負担において、当該支給材料等を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、規格、品質及び性能が仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料等の引き渡しを受けたときは、引き渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借入書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料等の引き渡しを受けた後、当該支給材料及び貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡し、支給材料等の品名、数量、規格、品質、性能及びその変更理由を明示した書面により、当該支給材料等の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料及び貸与品の品名、数量、規格、品質、性能、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは、役務請負期間及び請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、役務の履行を完了した場合又は請負内容の変更等によって不要となった支給材料等を、仕様書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料等の使用方法が仕様書に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。
(仕様書に不適合の場合の改善義務)
- 第12 受注者は、役務の履行が仕様書に適合していない場合において、発注者からの改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合となった理由が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、発注者は、必要があると認めるときは、履行期限及び請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(仕様書の変更)
- 第13 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 前項の場合において、請負代金額を変更する場合、又は必要な費用を負担する場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
(役務の中止)
- 第14 発注者は、必要があると認めるときは、役務の中止内容を受注者に通知して、役務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により役務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、履行期間及び請負代金額を変更し、又は受注者が役務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
(受注者の請求による履行期間等の変更)
- 第15 受注者は、天災地変等その責めに帰することのできない事由により業務を履行することができない場合、又は支障を来す場合は、その理由を明らかにした書面により、履行期間の延長等を求めることができる。
(個人情報の管理)
- 第15の2 受注者は、この契約の履行に関して、個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏洩し、又は盗用してはならない。これは契約期間終了後といえども同様とする。
- 2 受注者は、個人データを発注者へ返却するとき以外には、指定した請負場所から持出ししてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者において、個人データの複写又は複製を行うことは原則として認めない。ただし、バックアップ等の目的により、個人データを複写又は複製する必要がある場合は、発注者の許可を得なければならない。
- 4 受注者は、発注者から受領した個人データを加工（契約の範囲内のものを除く。）、改ざん

- 等をしてはならない。
- 5 発注者は、必要に応じて受注者において個人データの適切な取扱いがなされているかの検査を行うことができるものとする。
- 6 発注者は、受注者における個人データの取扱いに疑義が生じた場合は受注者に説明を求め、必要に応じて改善を要求することができる。
- 7 受注者は、個人データの漏洩等の事故が発生した場合は、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 8 受注者は、個人データの漏洩等により発注者及び当該個人に不利益を与えた場合は、その損害等に対する賠償の責めに任ずるものとする。
(一般的損害)
- 第16 役務の履行その他役務の履行に関して生じた損害については、発注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりて補された部分は除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
(検査)
- 第17 受注者は、役務の履行が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、継続的に履行される役務であって、発注者が、日々又は一定期間あるいは一定時期の役務の履行に関する報告書（以下「報告書」という。）を受注者が提出することを仕様書に定め、その報告書をもって当該役務の履行が完了した旨の通知とみなすことを仕様書に定めた場合は、その報告書の提出をもって通知されたものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に当該履行の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、発注者又は受注者が必要と認めるときは、当該検査に受注者が立ち会うものとする。
- 3 第1項の通知が履行期間内に提出され、履行期間後に前項の検査に合格した場合は、役務の履行は、当該通知に記載された完了の日をもって完了したものとす。
- 4 第1項の通知について、役務の履行が履行期間内に完了若しくは履行期間内の役務が完了した旨の通知が履行期間後14日以内に提出され、第2項の検査に合格した場合は、役務の履行は、当該通知に記載された完了の日をもって完了したものとす。ただし、第1項ただし書きの場合にあっては、履行期間の末日をもって履行が完了したものとす。
- 5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、直ちに仕様書に定める役務を改めて履行し、発注者による検査を受けなければならない。この場合においては、改善が完了し、検査に合格した日をもって役務の履行が完了したものとす。
(請負代金の支払)
- 第18 受注者は、第17第2項又は第5項の検査に合格したときは、請求書により請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から60日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第17第2項の期間内に検査をしないときは、発注者は、受注者から請求を受けた日から、第17第2項の期限を経過した日から検査をした日までの日数を差し引いた日をもって請求を受けた日とみなし、前項の規定を適用して請負代金を支払わなければならない。
(部分払)
- 第19 受注者は、役務の履行が完了する前に、請負業務の履行済部分に相当する請負代金相当額の金額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る履行済部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日の翌月末までに部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、第3項に規定する検査において確認した請負業務の履行済部分に相当する

請負代金相当額の全額とする。

6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(月払い等の特約)

第20 役務が年間等一定期間継続する契約で、1か月あるいは数月の業務単位で請負代金を支払う場合においては、その単位最終日を履行完了期限とみなし、この基準を適用する。

(瑕疵担保)

第21 発注者は、役務の履行内容に瑕疵があることを知ったときは、直ちに受注者に対してその瑕疵の改善を請求し、又は改善に代え若しくは改善とともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、第17第2項に規定する検査の完了後、役務の履行内容に当該検査では発見することが困難であった隠れた瑕疵があることを知ったときは、検査が完了したときから1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、当該瑕疵の改善又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

3 発注者は、第1項及び第2項に定める瑕疵により発注者の資産等が滅失又は毀損したことを知ったときは、同項に定める範囲内で、かつ、その滅失又は毀損の事実を知った日から6か月以内に同項の権利を行使しなければならない。

4 前二項の規定は、役務の履行内容の瑕疵が支給材料等の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者が、その支給材料等又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第22 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に履行を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から請負業務の履行済部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第18第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22の2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払しなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の二第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者はこの契約に関して、第一項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、連

やかに、当該処分に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当したときは、契約を解除又は解約することができる。

5 単価契約の場合においては、第1項の「契約金額の10分の1に相当する額」を、「契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額」に読み替える。

(契約保証金)

第23 受注者は、契約保証金を納入した契約において、請負代金額の増額があった場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納入しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納入しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

3 発注者は、受注者が契約上の義務を履行したときは、受注者の請求に基づき契約保証金を還付しなければならない。

(発注者の契約の解除又は解約)

第24 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。

一 正当な理由なく、履行開始日を過ぎても履行を開始しないとき。

二 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第26第1項の規定によらないでこの契約の解除又は解約を申し出たとき。

五 受注者が、第22の2第1項に規定する不正行為に該当することとなったとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除又は解約された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払しなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納入が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第25 発注者は、履行が完了するまでの間において、第24第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除又は解約することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除又は解約したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の契約の解除又は解約)

第26 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。

- 一 発注者がこの契約に違反し、その違反により履行を完了することが不可能になったとき。
 - 二 天災地変その他避けることの出来ない理由により、履行を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除又は解約したことによって発注者又は受注者が損害を受けた場合は、発注者又は受注者は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除又は解約に伴う措置)

第27 発注者は、契約が解除又は解約された場合においては、役務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した履行済部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、契約が解除又は解約された場合において、支給材料等があるときは、当該支給材料等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除又は解約が第24の規定によるときは発注者が定め、第25又は第26の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第28 削除

(賠償金等の徴収)

第29 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第30 削除

(補則)

第31 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特殊建築物等定期調査業務特記仕様書

業務名称 岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務

平成29年10月

部長	施設整備 課長	施設整備課 総括主査	担当者
			

- ◎ 避難施設等
- ◎ その他

~~(2) 建築基準法第12条第3項の規定による定期検査・報告~~

~~（上記(1)に定める建築物の昇降機以外の建築設備）~~

- ~~→ 換気設備~~
- ~~→ 排煙設備~~
- ~~→ 非常用の照明装置~~
- ~~→ 給排水設備及び排水設備~~

~~(3) 調査は、特定行政庁が定めた建築物等定期調査報告書様式及び建築設備定期検査報告書様式を基に準じて行うこと。~~

~~(4) 定期調査・検査の項目、方法、判定基準や調査結果表・検査結果表についての詳細は、特定行政庁に問い合わせること。~~

(5) 既存図面の画像化（スキャン）

【別表】に記載のとおり既存図面の画像化（原図のスキャン）を行う。ファイル形式はPDF、画質は400dpi程度とする。

h. 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ次の関係資料を貸与する。なお、関係資料の検査記録等を使用する場合は、精査のうえ適正であるか否かを関係法令により受注者が確認すること。

貸与資料は、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却すること。

- ・ 特殊建築物定期報告書（平成 年度）
- ・ 建築設備定期報告書（平成 年度）
- ◎ 岡山大学棟別平面図（CAD データ（JWW-CAD 形式）共）
 - ※図面は過去のデータを利用して作成しているため、現状と異なる箇所がある。報告書作成時には、現地確認を実施し、修正したうえで使用すること。
- ◎ 調査対象施設既存設計図書（設計図、改修設計図）
- ◎ 計画通知書
- ◎ 下記点検等の報告書（本業務に関する点検等の報告書）

業 務 名	業務内容	請負者
岡山大学津島地区外消防用設備保全業務 (平成 28 年度)	防災設備 総合点検	(株)セツビ

1. 2 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、岡山大学財務部経理課から業務完了後 1 回に支払う。

第 1 編 一般共通事項

1. 3 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格、緊急連絡先等を総合的にまとめた業務計画書を作成すること。

1. 4 業務責任者

業務に当たっては、次のいずれかの要件を満たす者を業務責任者とする。

- ◎ 一級建築士
- ◎ 二級建築士
- ◎ 建築物調査員資格者証の交付を受けている者
- ◎ 特定建築物調査員資格者講習を修了した者

1. 5 業務条件

点検・調査等の実施時間帯は、下記を原則とする。

平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）及び入学試験等大学行事による入構不可日を除く平日（月曜日～金曜日8:30～17:15）。

ただし、調査・点検等の都合上、やむを得ない場合は夜間及び土日祝日に行うものとする。

調査は、大学の行事等に配慮し、業務の妨げとならないよう行うこと。

[入構不可日（現在判明分）]

AO入試：10/28（土）～10/29（日）・・・津島地区

AO入試・推薦入試：12/2（土）・・・津島地区、鹿田地区

センター試験：1/12（金）～1/14（日）・・・津島地区

AO入試・推薦入試：1/27（土）～1/28（日）・・・津島地区、鹿田地区

前期日程入試：2/23（金）・・・津島地区、鹿田地区

2/25（日）・・・津島地区 2/26（月）・・・鹿田地区

後期日程入試：3/9（金）、3/12（月）・・・津島地区、鹿田地区

1. 6 業務の安全衛生管理

(1) 業務場所の安全衛生に関する管理は、業務責任者が関係諸法令等に従って行うこと。

ただし、別に責任者が定められている場合はこれに協力する。

(2) 本学構内にて調査業務履行中は名札、腕章等を付けること。

(3) 施設調査業務履行中において、災害又は公害もしくは重大な障害が発生したときは、速やかに適切な処置をとり、その経緯を直ちに担当職員に報告すること。

1. 7 危険防止の措置等

脚立や折りたたみ梯子などにより高所作業を行う場合には、ヘルメット（安全帽）等を着用する。

1. 8 業務担当者

対象施設に係わる業務担当者は、当該業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ◎ 一級建築士
- ◎ 二級建築士
- ◎ 建築物調査員資格者証の交付を受けている者
 - ・ 建築設備検査員資格者証の交付を受けている者
 - ・ 昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者
- ◎ 外壁赤外線診断調査を実施する者は、下記のいずれかの資格要件を満たす者

とする。

- ① 建築仕上診断技術者（ロングライフ推進協会）
- ② J A I R A 赤外線サーモグラファー ステップ1講習修了者
（J A I R A 日本赤外線劣化診断技術普及協会）
- ③ 定期報告制度の告示に伴う赤外線装置法による外壁診断セミナー
終了者（日本赤外線サーモグラフィー協会）
- ④ I N F R A D E T R A I N I N G C E N T E R レベル1講習
修了者（フレアシステムズジャパン株式会社）
- ⑤ 赤外線建物診断技能師（街と暮らし環境再生機構）
- ⑥ 赤外線サーモグラフィ試験レベル1講習修了者
（日本非破壊検査協会）
- ⑦ 上記と同等の知識及び能力を有すると認められるもの

1. 9 施設管理担当者の立会い

施設へ立ち入りに先立ち、監督職員の承諾を受け、当該部局事務室等へ連絡し許可を得ること。

また、R I 管理区域、その他特別な管理を行っている室等に入室する際は、当該施設管理者の立ち会いのもと入室すること。

1. 10 業務の報告

業務報告書の作成にあたり調査要領、~~検査要領~~及び報告書作成要領は、特定行政庁（岡山市）の定める様式を用いた報告書とすること。

(1) 建築物の敷地、構造及び建築設備の定期調査報告書

「特殊建築物等定期調査業務基準」に基づいて作成し提出する。

◎ 定期調査報告概要書

提出部数：2部（A4版ファイル綴じ2部とする。）

◎ 定期調査報告書（特定行政庁に提出する報告書等、添付図面等を含む。）

提出部数等：2部（A4版ファイル綴じ2部とする。）

~~=(2) 建築物の昇降機以外の建築設備の定期検査報告書~~

~~「建築設備定期検査業務基準書」に基づいて作成し提出する。~~

~~定期検査報告概要書~~

~~提出部数：3部（A4版ひも綴じ1部、A4版ファイル綴じ2部とする。）~~

~~提出部数のうちひも綴じの1部は、特定行政庁へ提出し報告する。~~

~~定期検査報告書（特定行政庁に提出する報告書等、添付書類を含む。）~~

~~提出部数等：4部（A4版ひも綴じ1部、A4版ファイル綴じ3部とする。）~~

~~提出部数のうち2部（ひも綴じ1部、ファイル綴じ1部）は、発注者（報告者）が押印したものを特定行政庁へ提出し報告する。~~

(3) 外壁調査に関わる調査結果報告書

様式については事前に監督職員と協議の上決定すること。但し、記載内容については以下の要件を満たすものとする。

◎ 調査計画

◎ 調査計画に関わる図面（以下の内容が記載されているもの）

- a 調査範囲
- b 調査方法
- c 不良場所（施設名）
- d 不良箇所（対象箇所名）
- e 不良箇所記載図面（立面図）
- f 不良内容
- g 改善対策等

~~(4)調査に伴い、下記については確認を行うこと。~~

~~大気使用室、無窓居室の確認を行う。~~

~~主要な間仕切り壁、防火区画壁などの位置の確認を行い、修正を行う。~~

(5)不良箇所等に関する事項をまとめた報告書

不良箇所等についてまとめた報告書を提出すること。様式及び要件については事前に担当職員と協議の上決定すること。

(6)点検チェックリスト

調査対象建物各棟について別紙書式の【点検チェックリスト（学校設置者用）】を提出すること。

(7)報告書等の成果物は、業務を実施した者の建築士番号等及び氏名を記入し、捺印すること。

(8)報告書、添付図面、写真等は、ワープロ、CAD、デジタルカメラで作成し、その電子データをCD-R等で提出すること。（CADデータはJWW形式とする。）

(9)添付図面は「岡山大学棟別平面図」及び「既存設計図書」を基に作成すること。

1. 11 業務の検査

受注者は業務を完了した場合は、完了通知書とともに成果物を発注者に提出し、検査を受けるものとする。

第2編 定期点検等及び保守

~~2. 1 点検について~~

~~(1)点検を行う事が困難な部位については、担当職員と協議すること。その周辺部分の状況から判断して、明らかに不良の状況にあるとみられる場合は、報告する。~~

~~(2)機械換気設備、中央管理方式の空調設備検査における全数調査については、本検査にて対象調査数の確認を行い、担当職員へ報告すること。本業務においては対象調査数の概ね3分の1については検査を行うこととする。~~

2. 2 その他

(1)契約図書及び関係図書を、業務の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図

書等が市販されている場合又は監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

- (2) 受注者は、業務の履行に係る業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。
- (3) 外壁剥離浮き調査は、国土交通省告示 282 号に基づき、【別表】「調査対象施設一覧」の外壁調査に該当する施設においては、外壁タイル貼り・モルタル塗り等の浮き状況確認を外部より実施する。
なお、目視や打診による浮き部や欠損及びクラックなどの欠陥部位を含め、当該建物の立面図等にその場所と範囲を図示し、修繕が必要とされる箇所を示した一覧を作成する。
- (4) 外壁調査における打診調査については、安全に作業できる範囲を調査するものとする。ただし、異常が認められ、全面的な打診調査が必要な場合又は、外部足場等の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
- (5) 外壁調査等にもとめない浮き、ひび割れ等を発見し、落下、転倒等のおそれのあるものについては、直ちに立入禁止等の応急措置を講じ報告する。
- (6) 業務に使用する電力及び用水費は、発注者の負担とする。
- (7) 調査対象建物における各室等の写真撮影を行うこととし、報告書に添付及びデータ（CD-R 等）で提出する。

団地番号	団地名	棟番号	整理番号	棟名称	建築面積 (㎡)	建築年 (竣工)	構造	階数		延床面積 棟計 (㎡)	大規模改修歴			建築物等定期調査 対象物						建築設備定期検査 対象物			既存図面の画像化 (スキャン)	建物管理 部局等		
								地上階	地下階		外部改修 改修年	内部改修 改修年	耐震改修 改修年	複数年毎に実施する調査の有無						機械換気	非常照明	その他				
														外壁調査 (外装タイル・モルタル)	閉鎖力測定 作動状況 (防火戸、 防火シャッター 等)	換気設備 の作 動状況	機械 排煙設 備等	その他								
1	津島	403	28	国際交流会館	1,392	2,011	S	3	0	2,167	0	0	0	●	○	△	△	△	△	—	—	—	△	—		グローバル

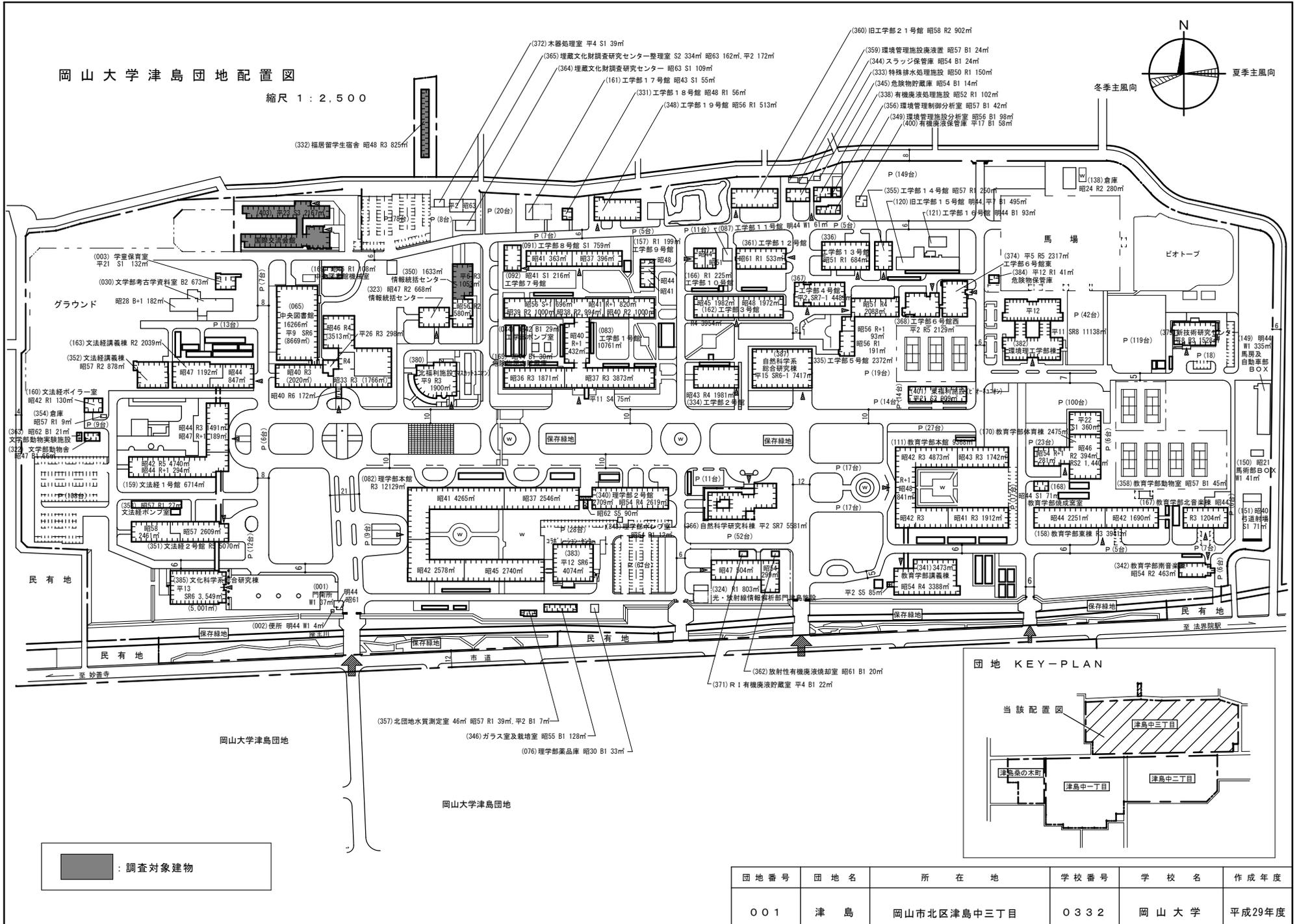
上記リストについて

- を伏しているものについて調査実施
- <学生寄宿舎等>の住戸内の調査については、空室を対象とする。
- 外壁調査(外装タイル・モルタル)の項目について、●はタイル・石貼り等・モルタル等の浮きの全面的な調査が必要なもの、○は目視及び部分打診調査が必要なものを表す。△を付しているものについては、外壁改修等を予定しており、その報告を参照することができる。◎を付しているものについては、外壁全面調査を既に実施しており、その報告を参照することができる。外壁全面調査対象施設の立面は、別に示す【参考図】のとおりである。
- 閉鎖力測定作動状況(防火戸、防火シャッター等)および機械排煙設備等について△を付しているものは、別途契約の消防設備点検の結果を参照することができる。
- 換気設備の作動状況について△を付しているものは、別途に行われる建築設備定期検査結果を参照することができる。
- 非常照明の項目において△を付しているものについては、器具の点灯を抜き取り調査する。
- 既存図面の画像化(スキャン)において記載している数値は、400dpi程度のA1図面のスキャン枚数を示す。

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務 調査建物配置図

岡山大学津島団地配置図

縮尺 1 : 2,500

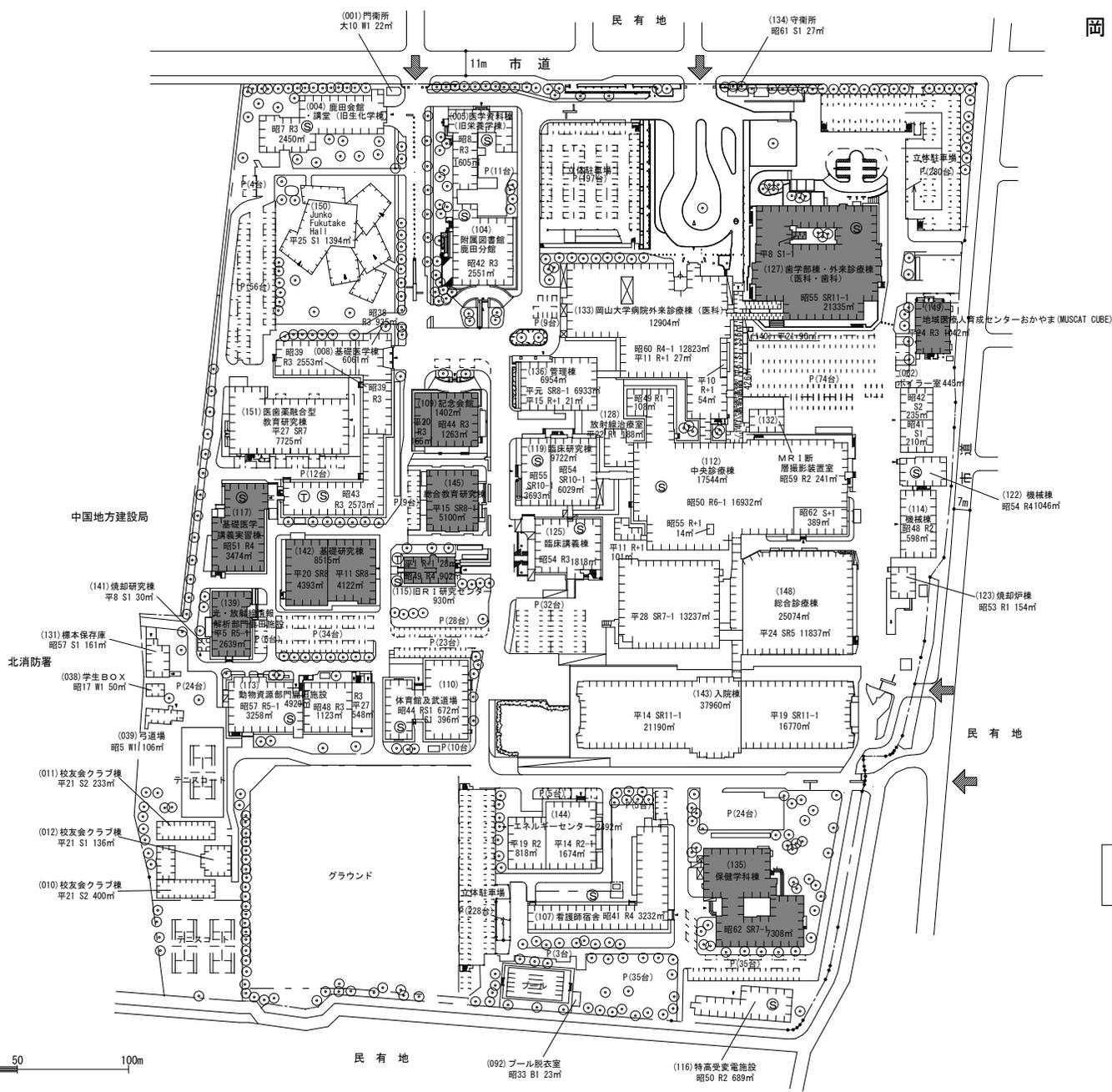
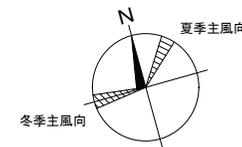


団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
001	津島	岡山市北区津島中三丁目	0332	岡山大学	平成29年度

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務 調査建物配置図

岡山大学鹿田団地配置図

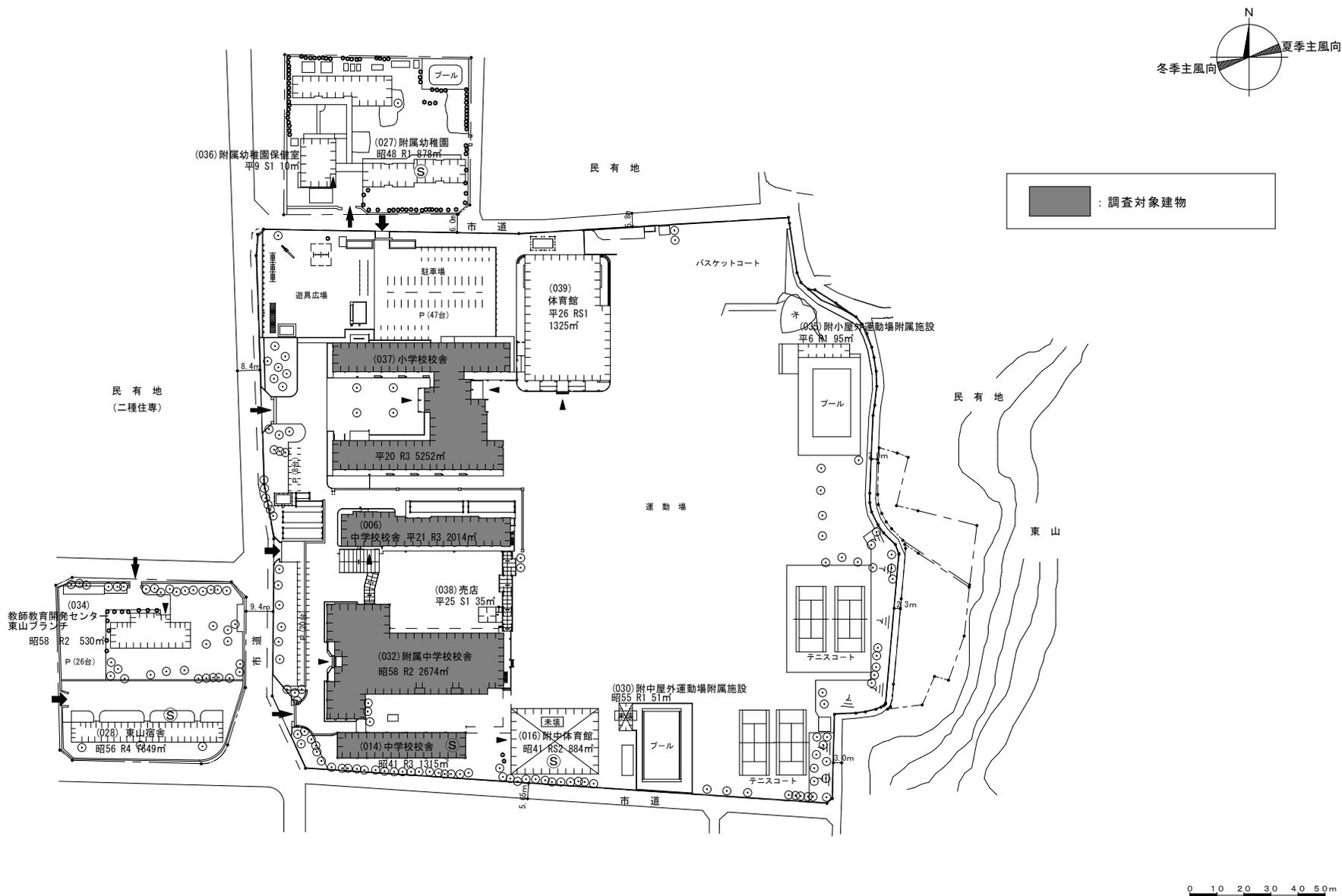
縮尺 1 : 2,000



団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
003	鹿田	岡山市北区鹿田町二丁目5番1号	0332	岡山大学	平成29度

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務 調査建物配置図

岡山大学東山（一）団地配置図 縮尺 1 : 1,500

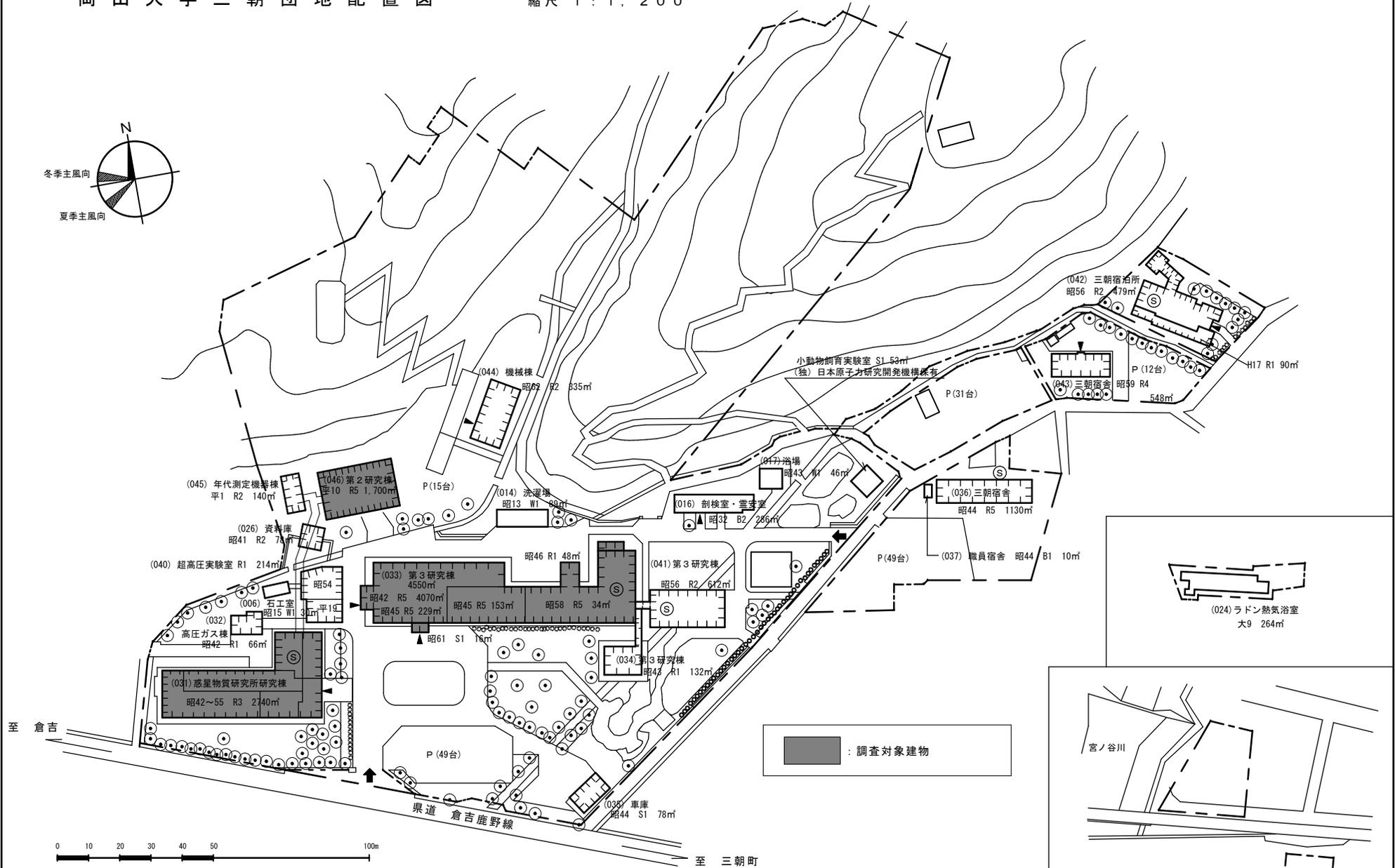


団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
004	東山（一）	岡山市中区 東山二丁目13番80号	0332	岡山大学	平成29年度

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務 調査建物配置図

岡山大学三朝団地配置図

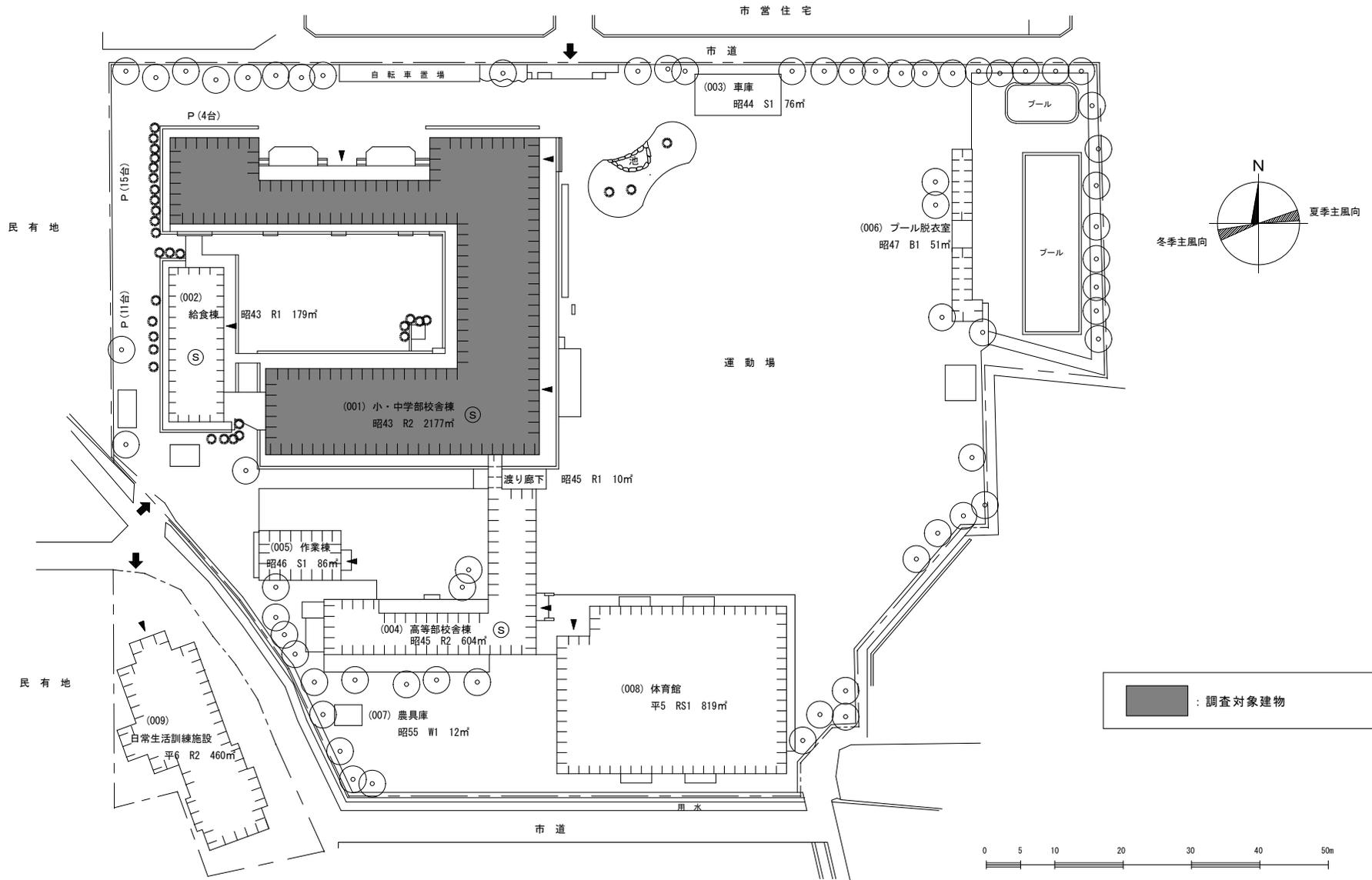
縮尺 1 : 1, 200



団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
006	三朝	鳥取県東伯郡三朝町山田827	0332	岡山大学	平成29年度

岡山大学平井団地配置図

縮尺 1 : 600

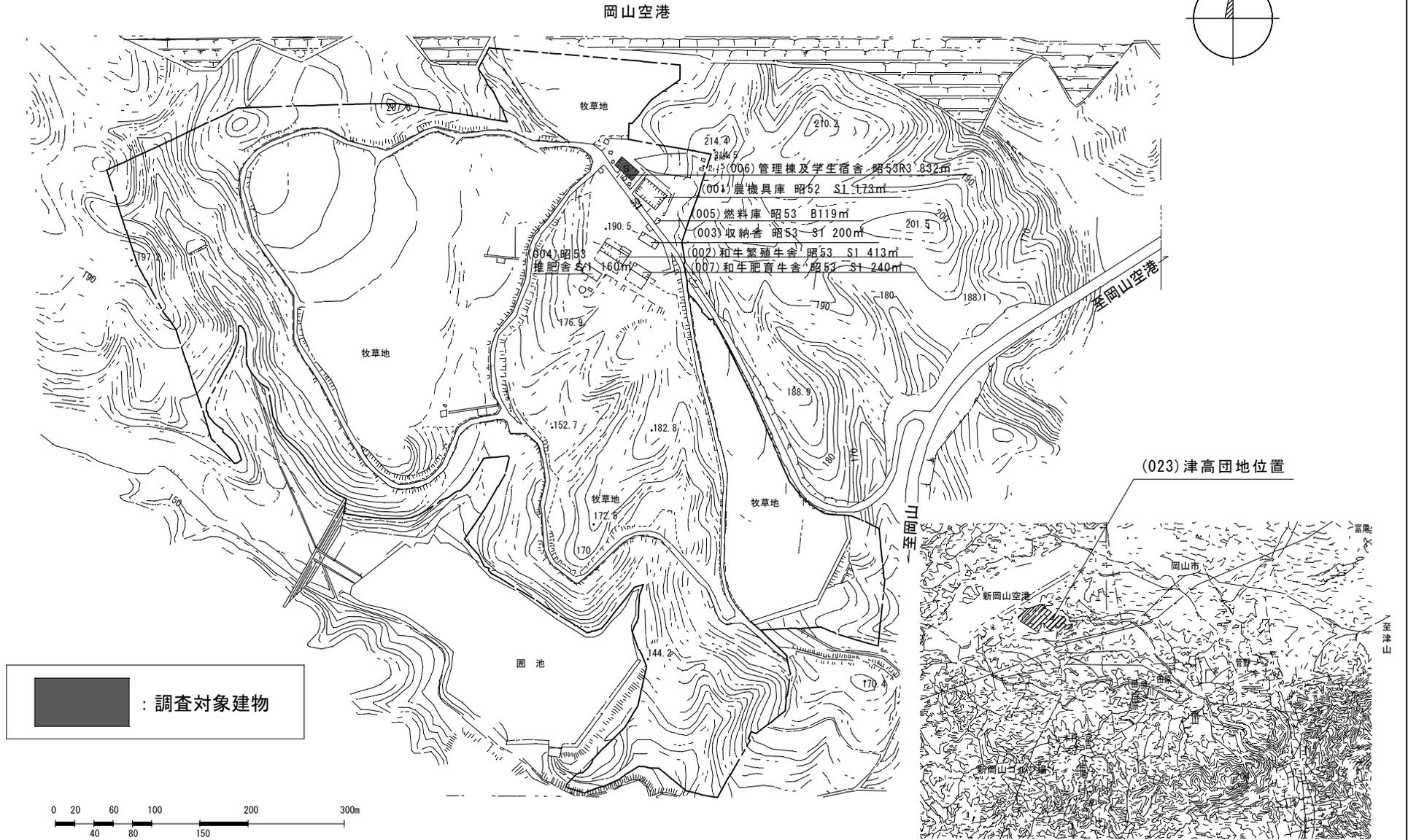
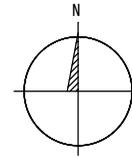


団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
020	平井	岡山市中区平井三丁目914	0332	岡山大学	平成29年度

岡山大学（鹿田他）特殊建築物等定期調査業務 調査建物配置図

岡山大学津高団地配置図

縮尺 1 : 4,000



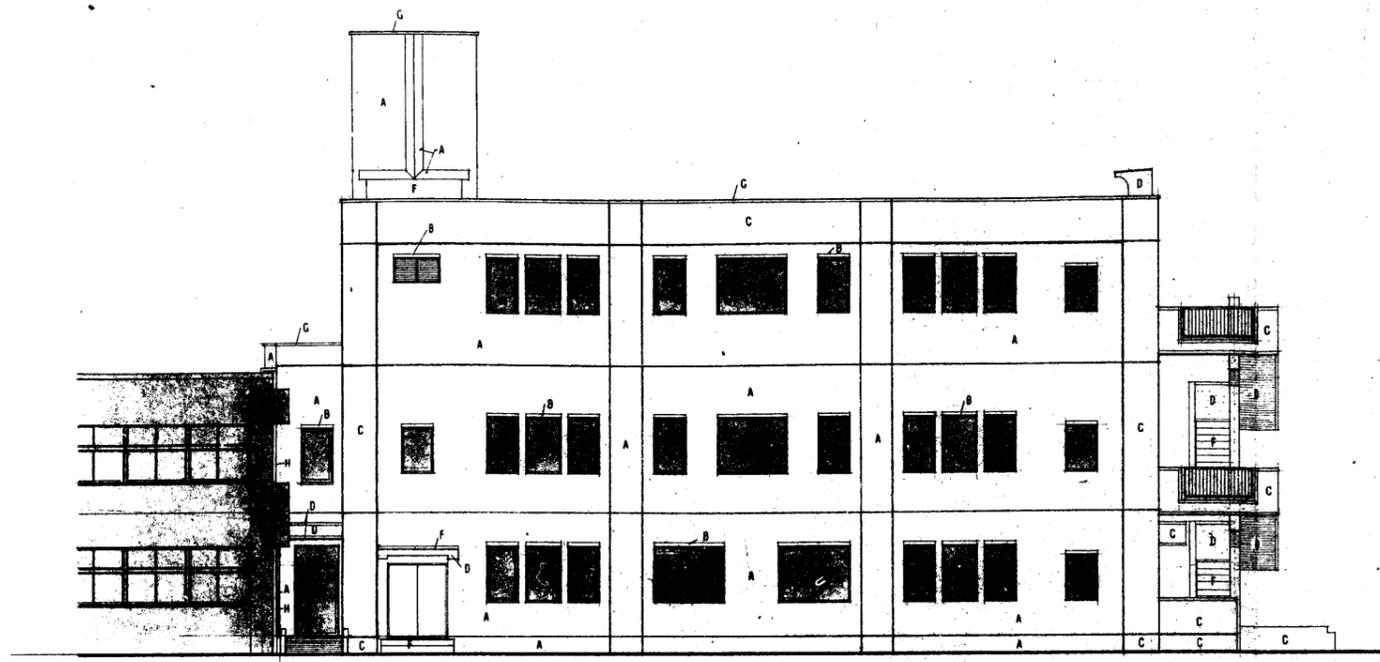
(023) 津高団地位置

国道53号 / 至岡山市内

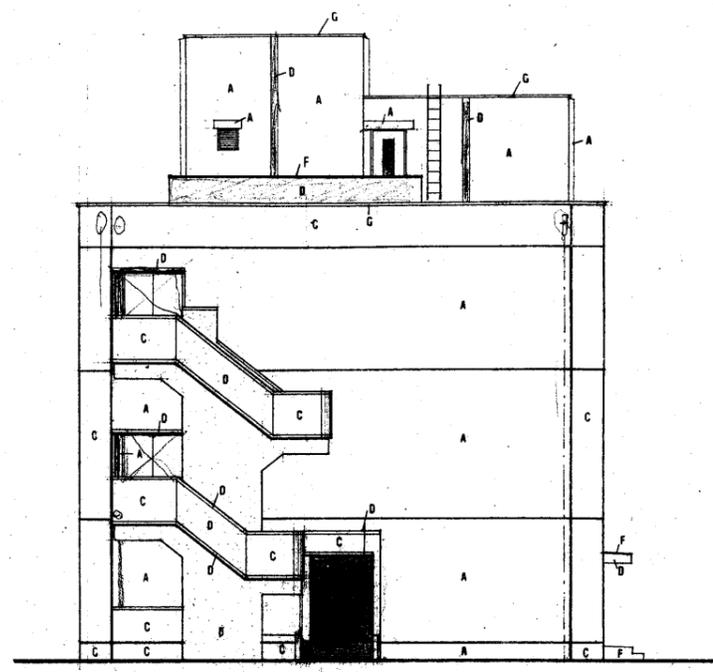
団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
023	津高	岡山市北区日応寺	0332	岡山大学	平成29年度

001-350参考図

岡山大学施設部		設計責任者 下田 隆雄	監理者 田口 正典
岡山大学総合情報処理センター 新築工事		図面番号 40	図面枚数 10
立面図		平成 6年 2月 日	

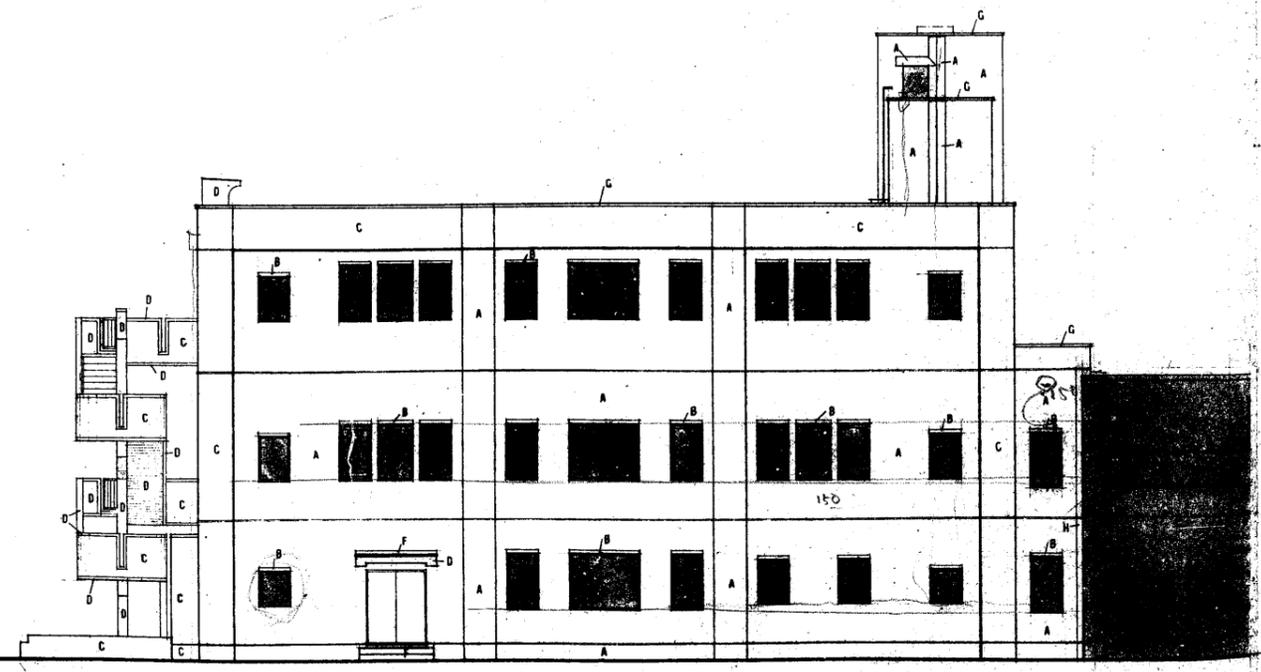


東立面図 1:100

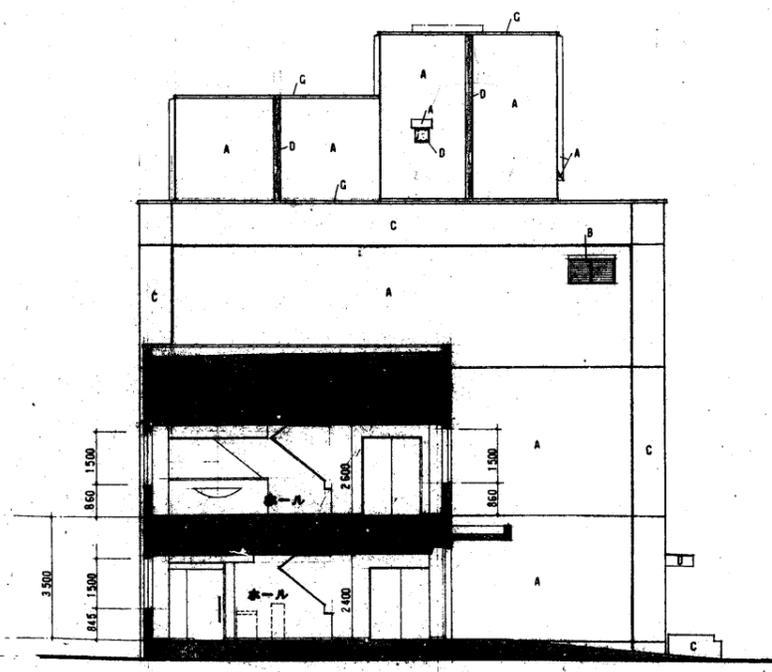


北立面図 1:100

記号	仕 上
Ⓐ	コンクリート打放し下地 (A種) 100×50 磁器タイル貼張り
Ⓑ	コンクリート打放し下地 (A種) 100×50 磁器タイルタテ張り
Ⓒ	コンクリート打放し下地 (A種) 50×50 磁器タイル張り
Ⓓ	コンクリート打放し (A種) 複層塗材RE
Ⓔ	コンクリート打放し (A種)
Ⓕ	モルタルコテ工 (庇、階段部 防水剤入り)
Ⓖ	アルミ窓枠 (既製品)
Ⓗ	アルミエキスパンションジョイント



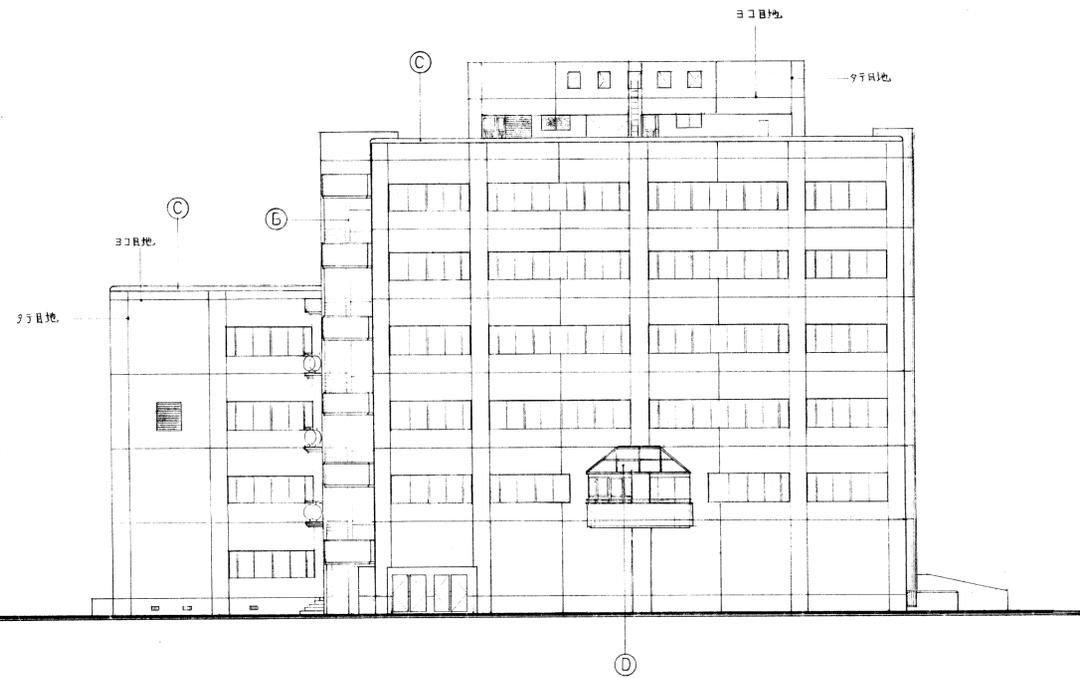
西立面図 1:100



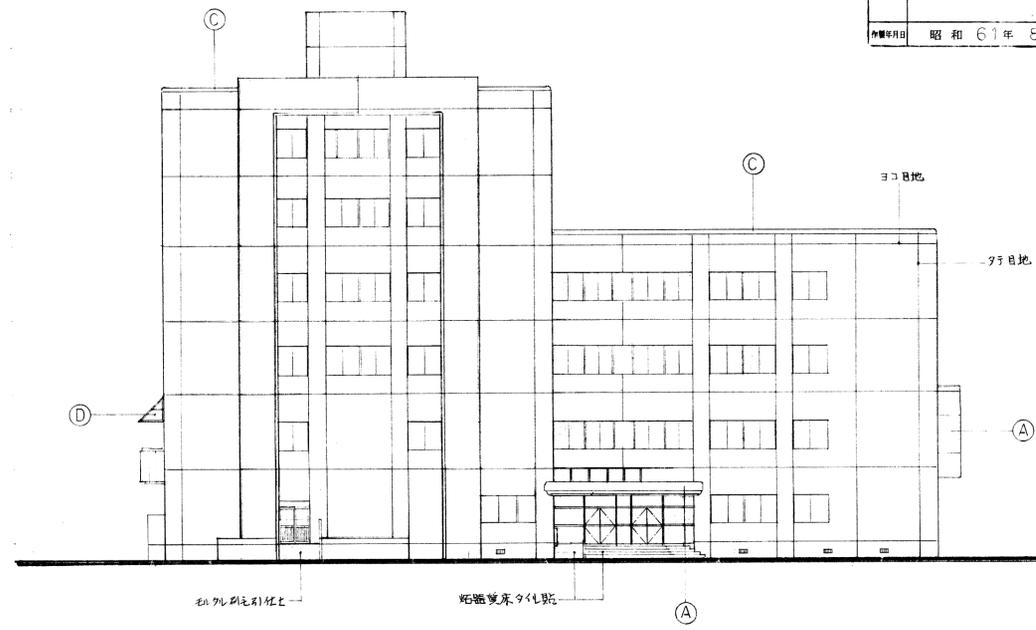
南立面図 1:100

工事名	岡山大学総合情報処理センター新築 工事設計図		
図面名	立面図	SCALE 1:100	
設計	6年 2月 日	田口 正典	11
<small> 岡山大学設計一級建築士事務所 一級建築士事務所登録第1482号 建築士事務所登録第()5739号 </small>			

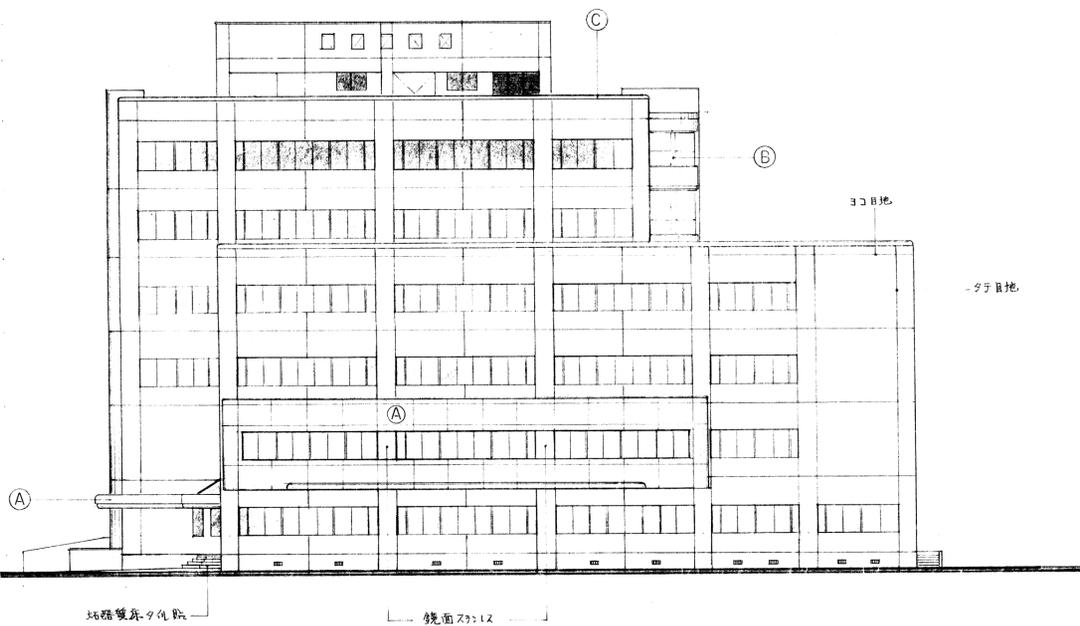
岡山大学施設部		部長	
岡山大学医療技術短期大学部 新築その他工事	課長		
	副課長		
立面図		図番	132 17
作成日	昭和61年8月	日	



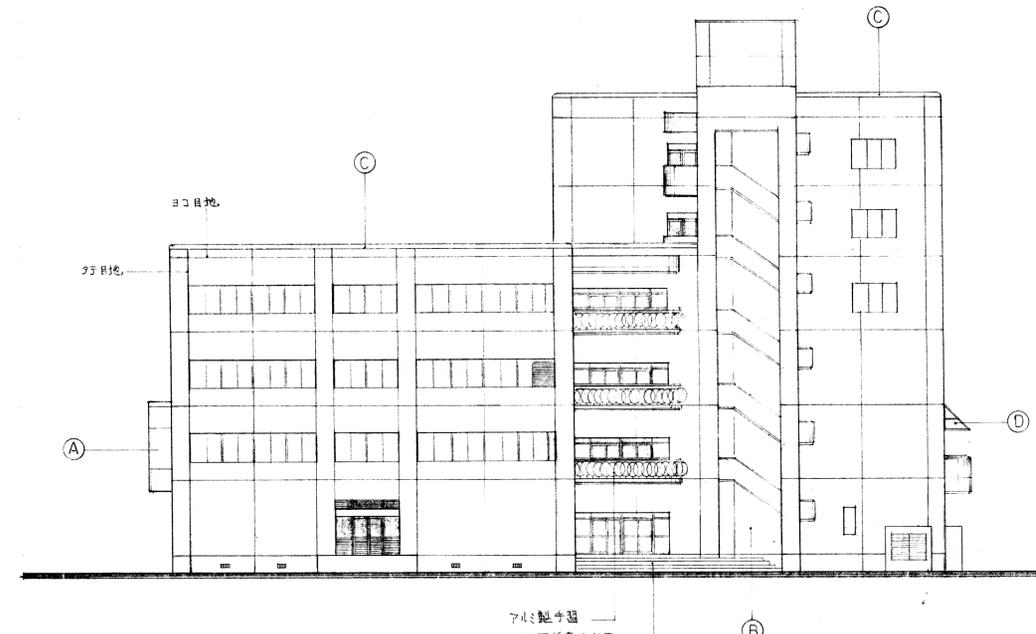
北立面図 1:200



西立面図 1:200



南立面図 1:200



東立面図 1:200

仕上記号凡例

- (A) ホーロー合板 @ 1.6
- (B) 珪酸石灰セメント (コンクリート打放し増打1.5F地)
- (C) アクリル製塗料
- (D) 網入磨板ガラス @ 6.8

注記
1. 特別外 磁器質タイル貼 (コンクリート打放し増打1.5F地)

株式会社 教育施設研究所

ARCHITECT & OFFICE BRANCH APPR. BY CHKD. BY

広島

岡山大学医療技術短期大学部校舎新築工事

DRAWN BY DRAWING TITLE

立面図

SCALE 1:200

DATE

61.8.

DRAWING NO.

D-17

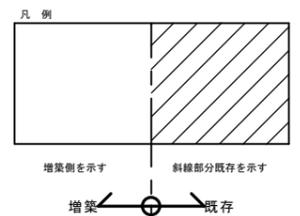
003-142参考図



凡例	
(A) 外装 A	(G) 縦種: ステンレス
(B) 外装 B	(H) アルミパネルt=2.0
(C) 外装 C	(I) 目隠しルーバー (アルミ既製品)
(D) アルミ製窓木 (既製品)	(J)
(E) タテ目地	(K)
(F) 打継目地	(Δ) 非常出入口シール貼り

増築 ← ⊕ → 既存

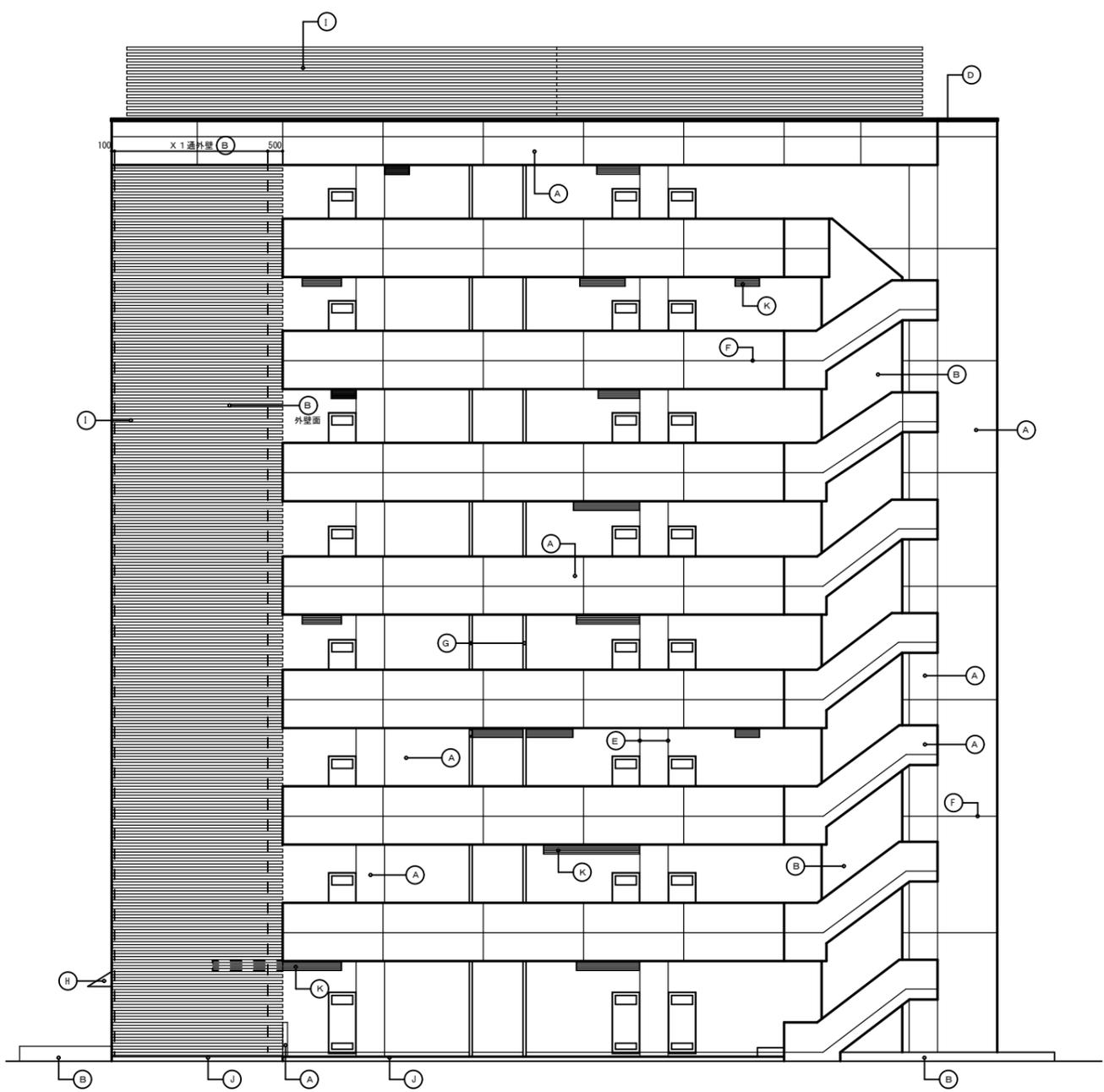
南立面図 1/100



003-142参考図

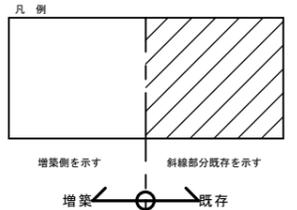


東立面図(既存) 1/100



西立面図 1/100

凡例	
(A) 外装 A	(G) 縦樋: ステンレス
(B) 外装 B	(H) アルミパネルt=2.0
(C) 外装 C	(I) 目隠しルーバー (アルミ既製品)
(D) アルミ製窓木 (既製品)	(J) 磁器質タイル張り (100角)
(E) タテ目地	(K) アルミ製ガラリ (アルミサッシ)
(F) 打継目地	

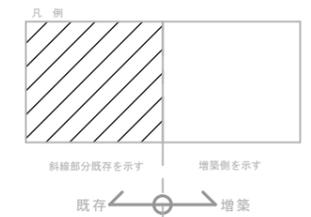


003-142参考図

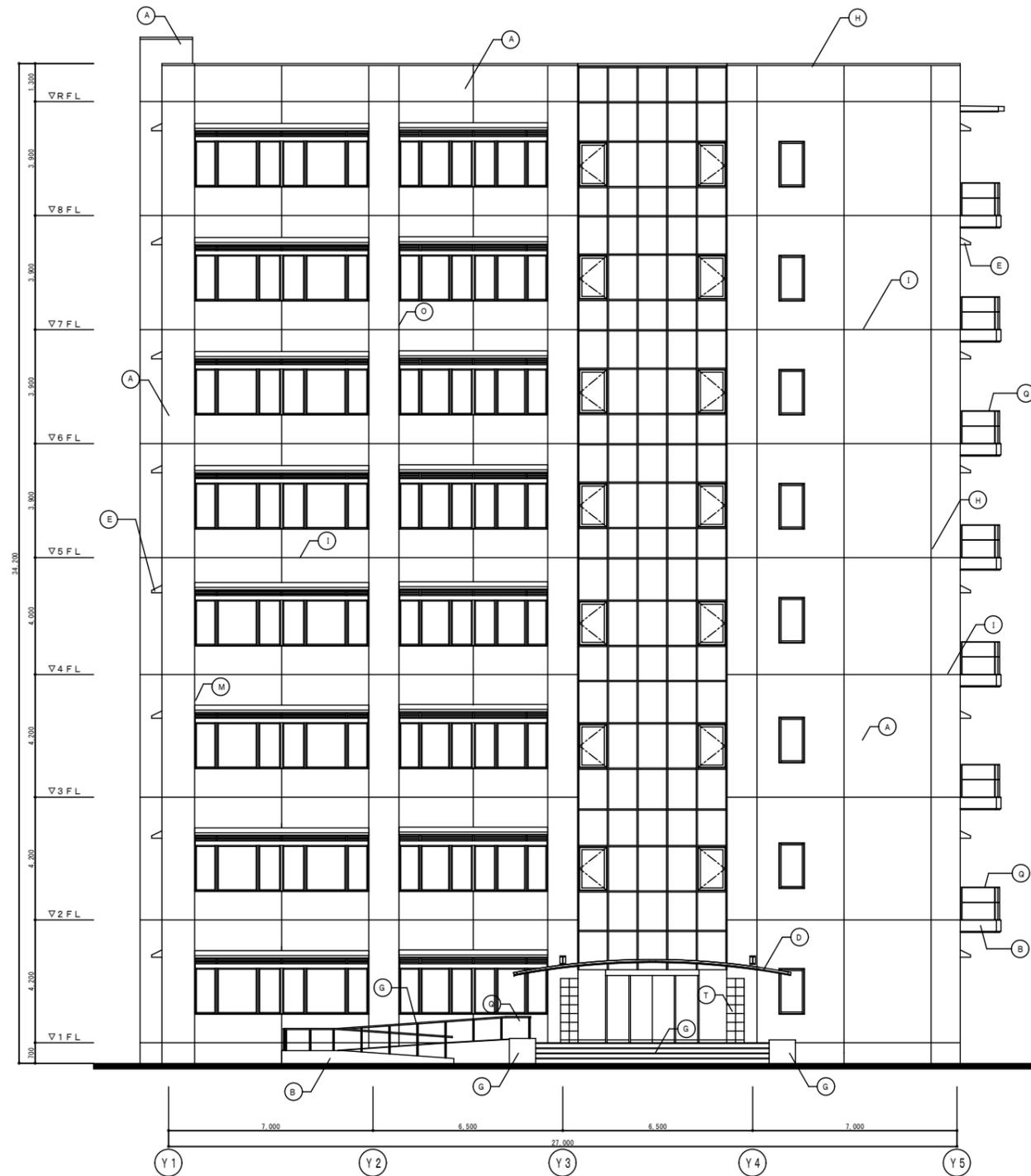


凡例	
(A) 外装 A	(G) 職種：ステンレス
(B) 外装 B	(H) アルミバネルト-2.0
(C) 外装 C	(I) 目隠しルーバー (アルミ既製品)
(D) アルミ製窓木 (既製品)	(J) 磁器質タイル (100角張り)
(E) タ子目地	(K)
(F) 打継目地	Δ 非常進入口シール貼り

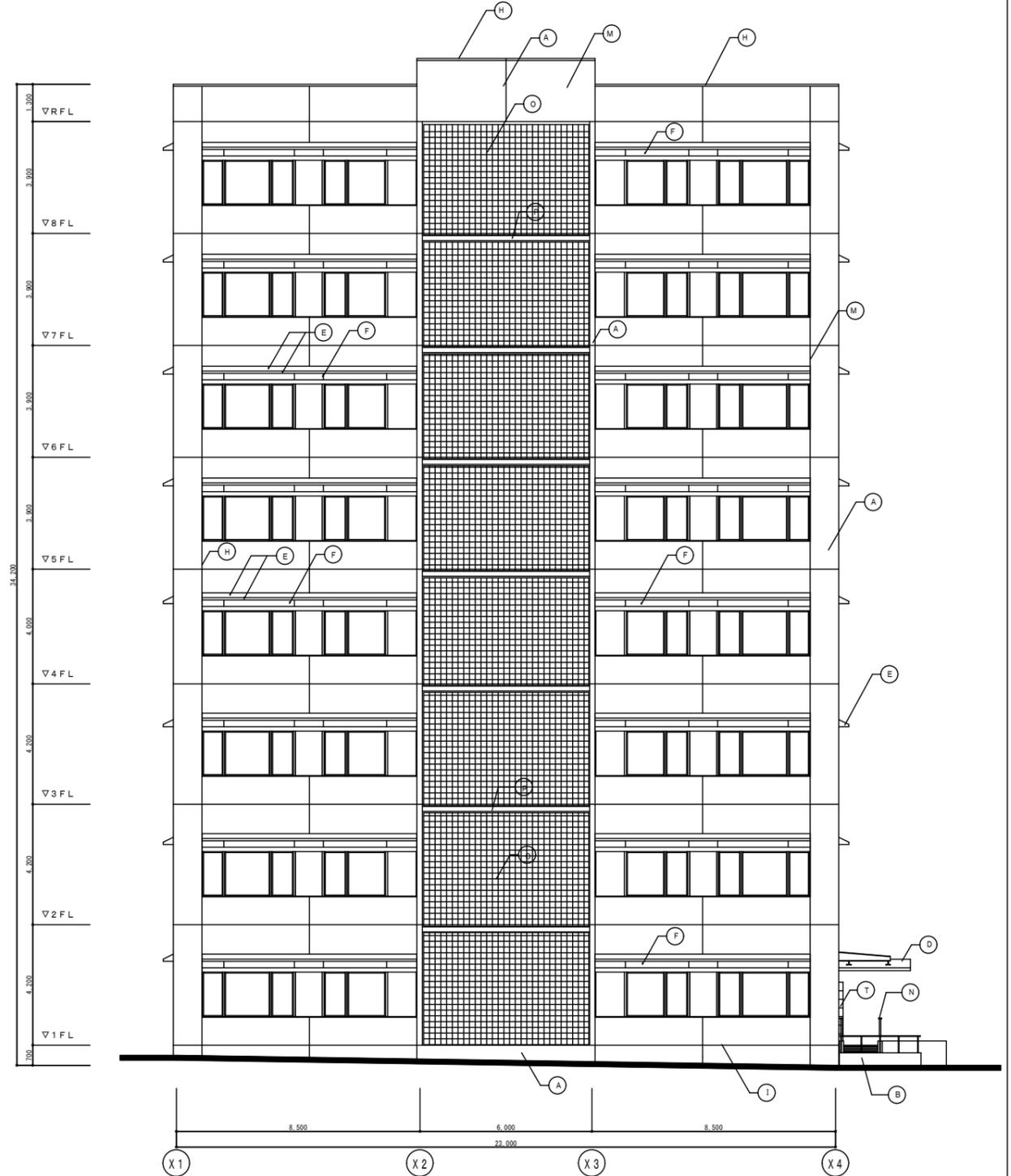
北立面図 1/100



003-145参考図



東側立面図 S=1/100

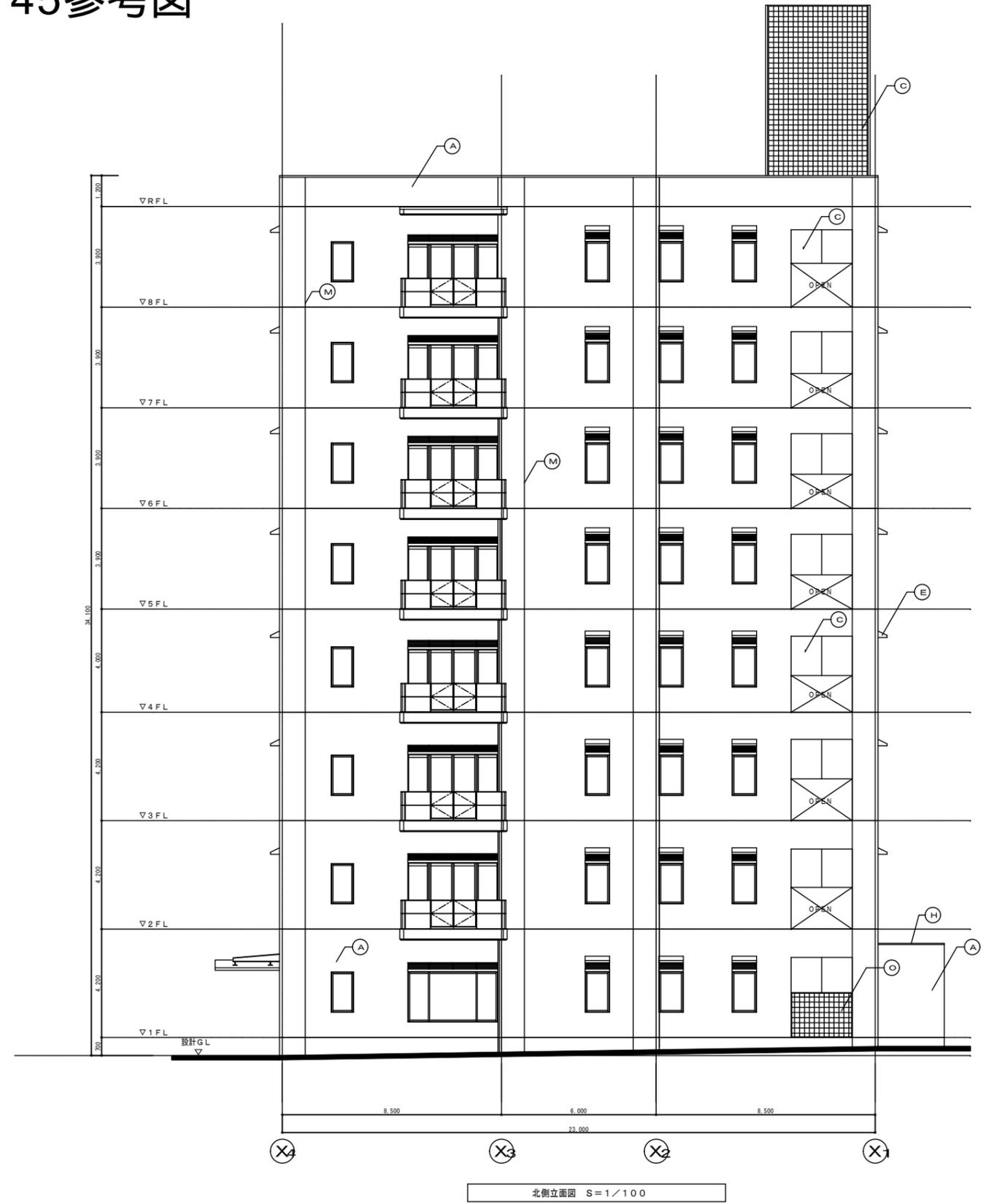
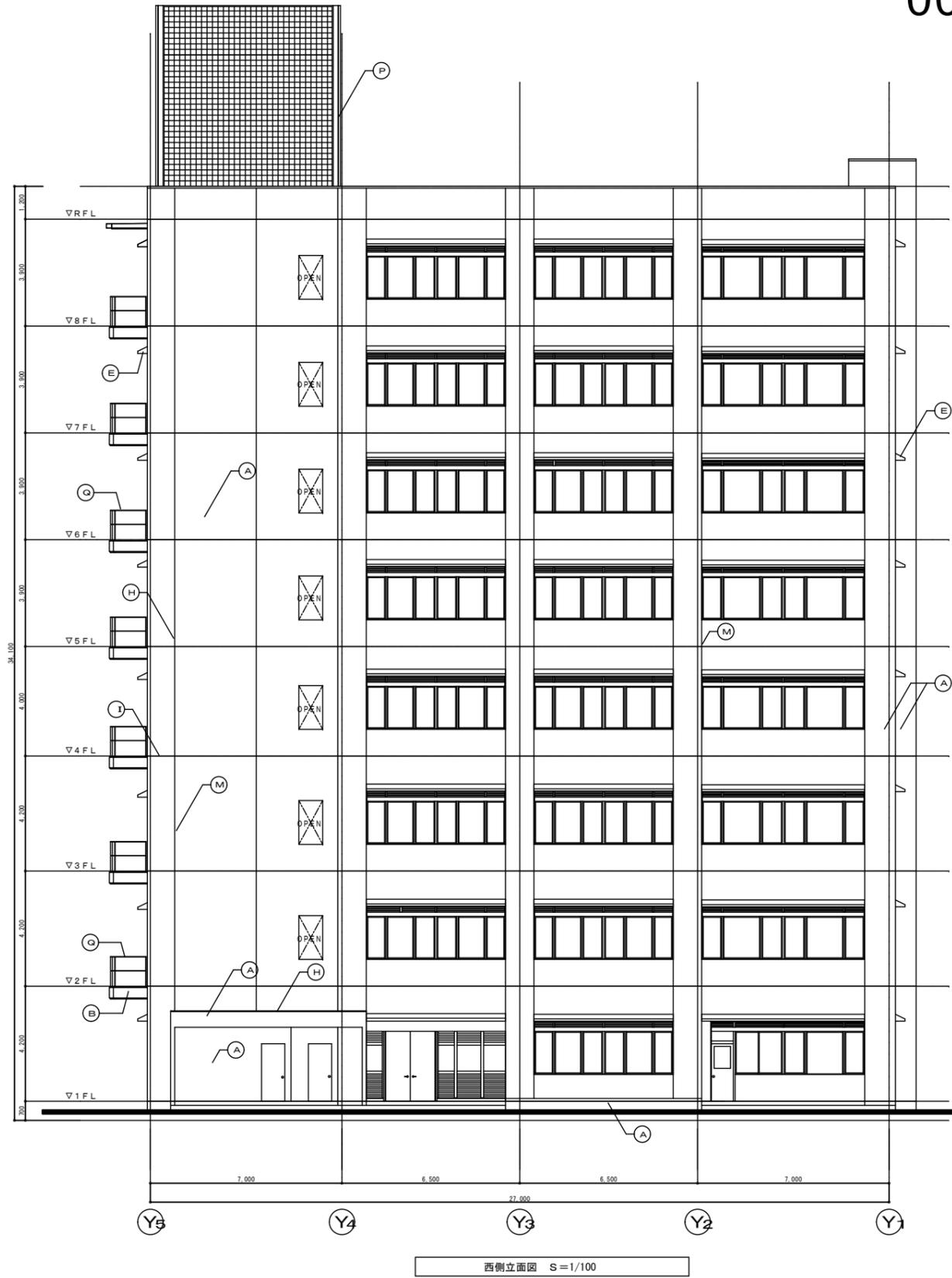


南側立面図 S=1/100

凡例

(A) 磁器質タイル張り	(F) アルミパネル t=2.0	(N) スロープ手摺：ステンレス製	(T) 300角デザインタイル張り
(B) コンクリート打放し素地防水型複層塗材E	(G) 御影石	(O) ファイバーグレーチング	
(C) 鋼骨溶融亜鉛メッキ (A種)	(H) アルミ亜木	(P) 鉄骨溶融亜鉛メッキ (A種)	
(D) 玄関庇：アルミハニカムパネル (フッ素樹脂焼付塗装)	(I) 打ち継ぎ目地	(Q) ステンレス (H、L仕上げ)	
(E) 小庇：コンクリート直均し仕上げ 防水型複層塗材 E	(M) 化粧目地	(S) 200角ガラスブロック	

003-145参考図

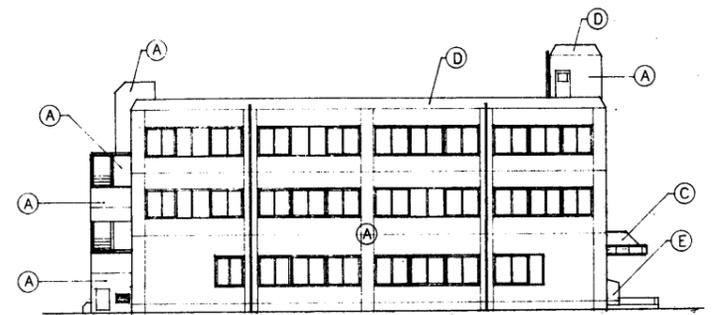
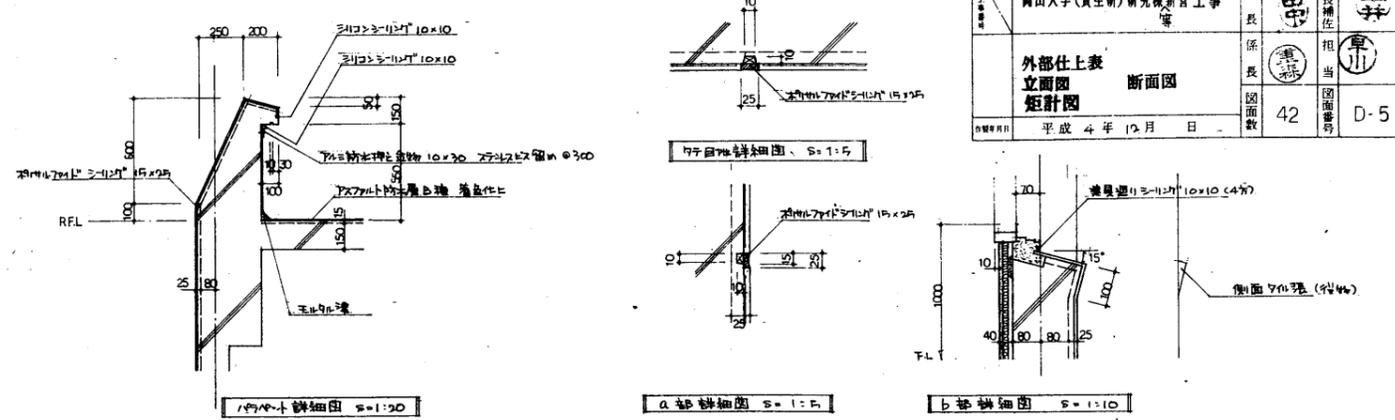


工事名 岡山大学 施設部 岡山大学 (園田) 総合教育研究棟新設工事 図面名称 立面図 (2) 平成 年 月	図面番号 15 A-14	工事名称 岡山大学 (鹿田) 総合教育研究棟新設設計業務 図面名称 立面図 (2) 縮尺 1:100 平成 年 月 日	1級建築士大臣登録第188588号 丸川真太郎 株式会社 丸川建築設計事務所 岡山市駅前町1丁目5番18号 1級建築士事務所登録1078号	責任者 担当 監理者 図面番号 A-14
-----------------------------------------------------------------------	--------------------	-------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

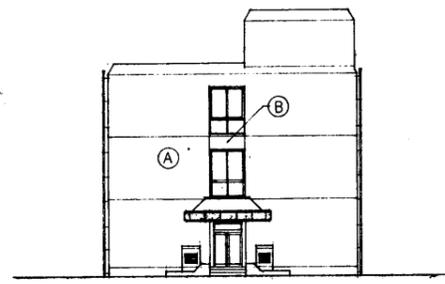
005-042参考図

岡山大学施設部		部長	副部長
岡山大学(農生研)研究棟新築工事		課長	担当
外部仕上表		図面数	図面番号
立面図 断面図 矩計図		42	D-5
平成4年12月 日			

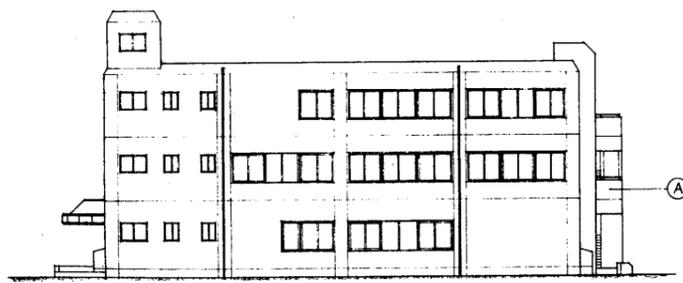
足地	PH	仕上	仕様	仕様
		コンクリート打放し B種 (増打0.15) 下地 アスファルト防水層 B種 着色仕上	外壁	(A) コンクリート打放し A種 (増打0.15) 下地 モザイクタイル貼 (100×100 (目地なし))
	一部	同		(B) コンクリート打放し A種 (増打0.15) 下地 緑色珪藻土塗料 吹付
	玄関庇	コンクリート打放し B種 (増打0.15) 下地 塗膜防水層 C種	玄関庇	(C) カラーアルミ化粧板
土工通		SHP φ100 SOP (PHはφ80)	パイプサ	(D) コンクリート打放し A種 (増打0.15) 下地 モザイクタイル貼 (100×100 (目地なし))
	玄関	カラーガラス φ80 HL	床下換気口	(E) 同
ルーフドレン		鉄板製 (標準) φ100 (PHはφ75)		
	玄関	" (標準) φ65		



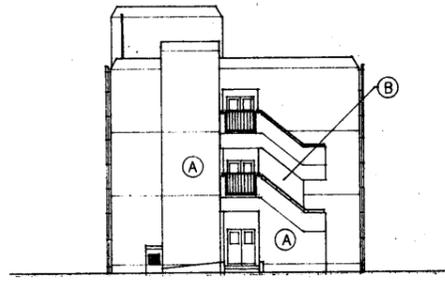
南面立面図 縮尺 1:200



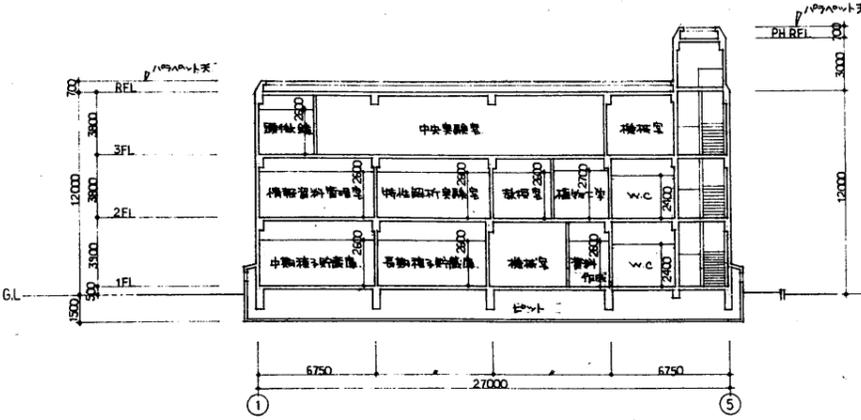
東面立面図 縮尺 1:200



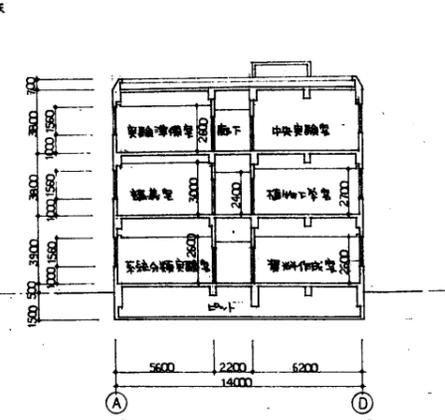
北面立面図 縮尺 1:200



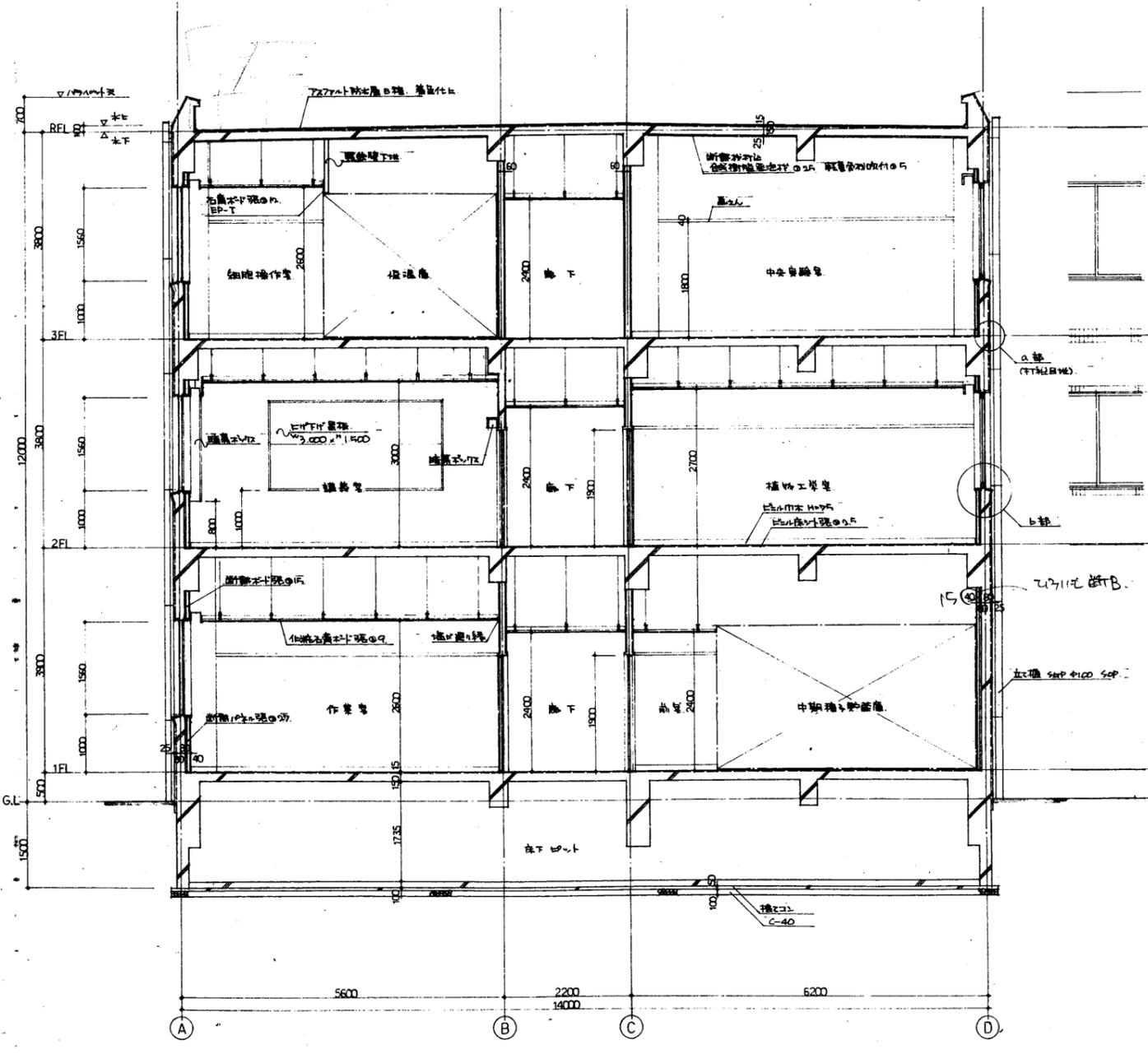
西面立面図 縮尺 1:200



東西断面図 縮尺 1:200



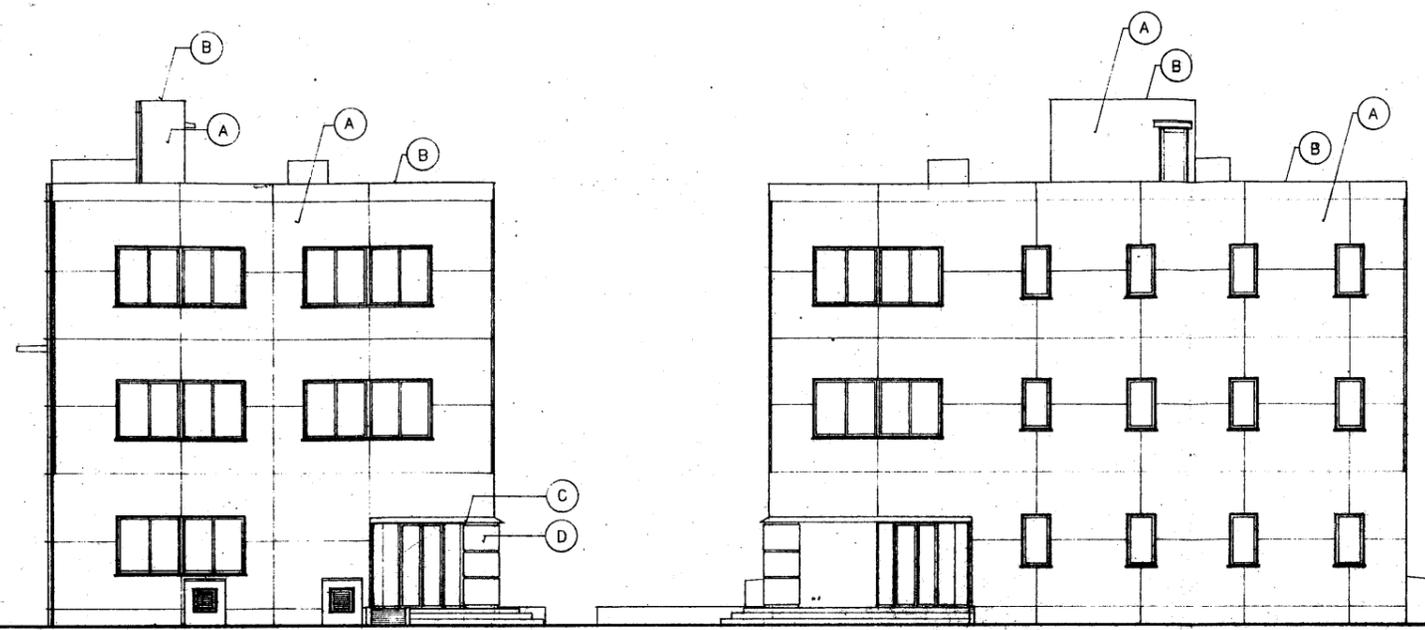
南北断面図 縮尺 1:200



矩計図 縮尺 1:50

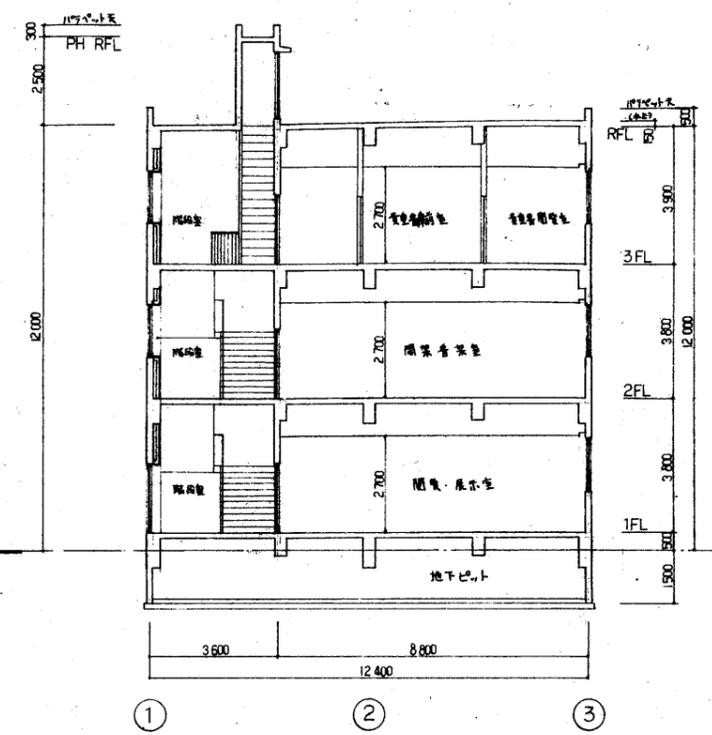
005-043参考図

岡山大学 施設部		部長	副部長
岡山大学(資生研)史料館		課長	副課長
新築 其他工事		主任	副主任
屋外仕上		主任	副主任
九面図 断面図		主任	副主任
平成 6 年 1 月 日		25	D-5

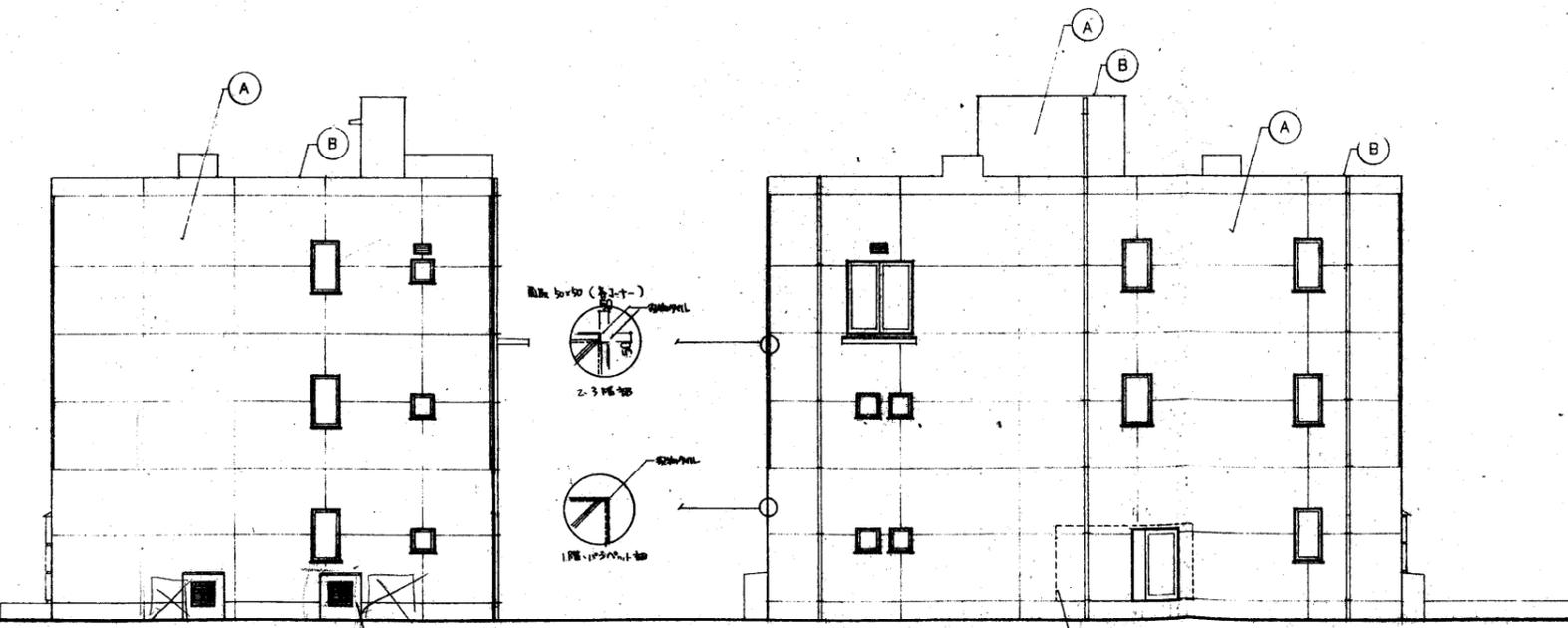


南直立面図 1:100

東直立面図 1:100

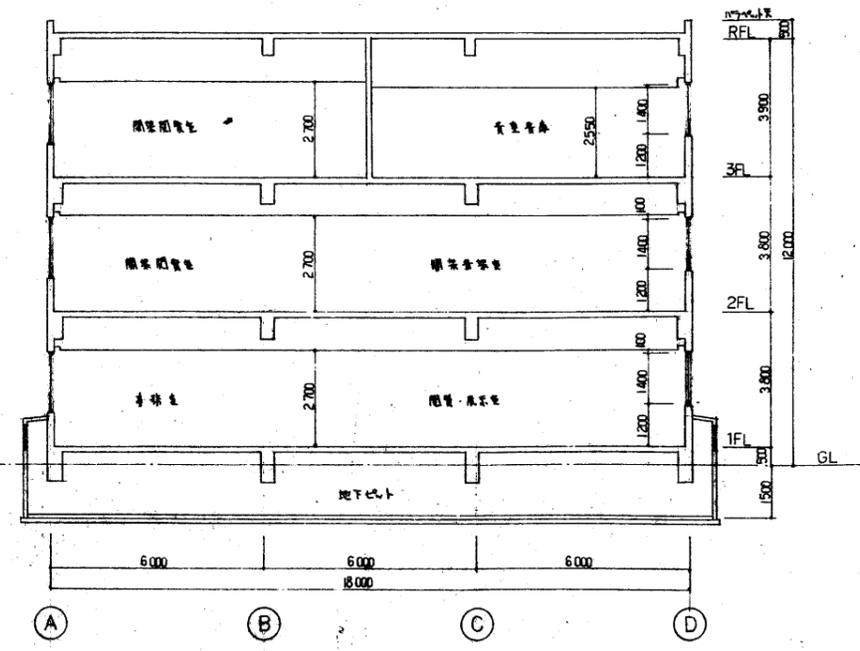


東直断面図 1:100



北面立面図 1:100

西直立面図 1:100

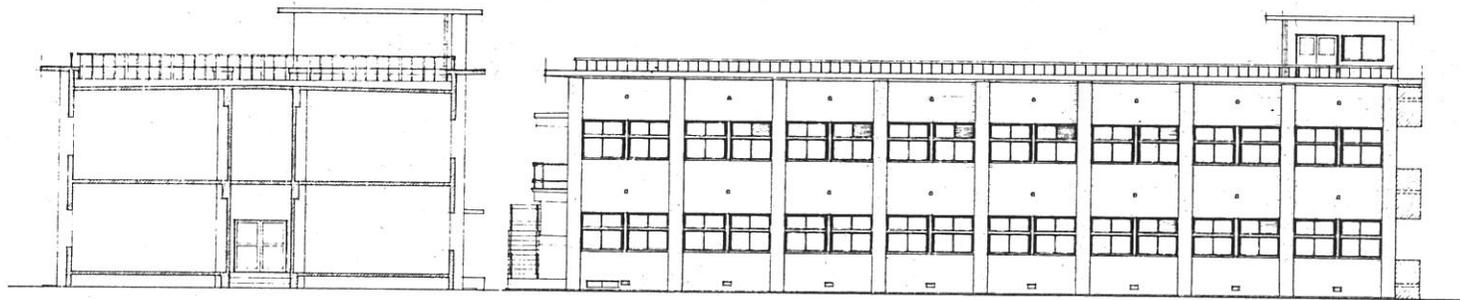


北直断面図 1:100

屋外仕上表		仕様	備考
屋根	PH	2775打置シA種(建付)700×500=7700	
3F	同上	コンクリート製A種(建付)400×400	
1F	500×400 SOP (PH仕)	500×400	
4-7FL	鏡面鋼(複色) 400 (PH仕)	同上	
		コンクリート製A種(建付)400×400	

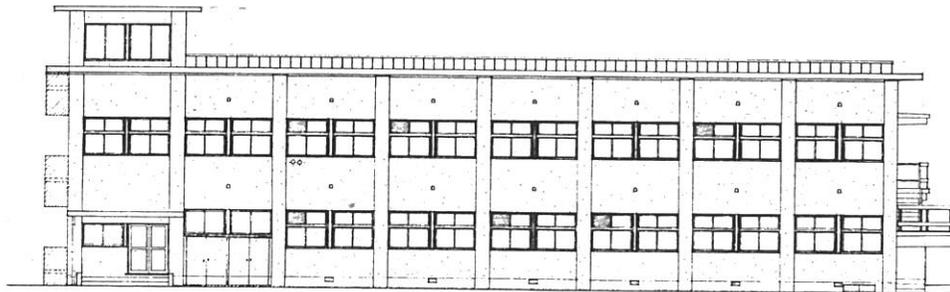
TITLE: 岡山大学(資生研)史料館新築の他工事
 屋外仕上 立面図・断面図 SCALE: 1:100
 7-70 岡山大学 TEL: 086-778-1411
 7-71 岡山大学 TEL: 086-778-1333

006-031参考図 (新築当初)

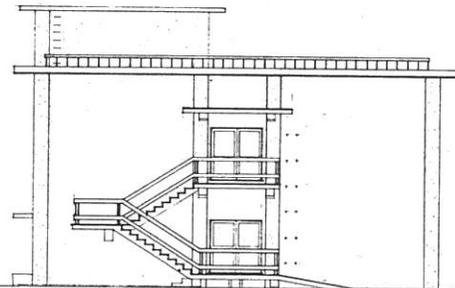


原案正面図

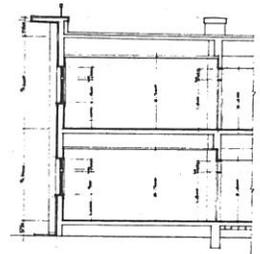
原案断面図



比例正面図

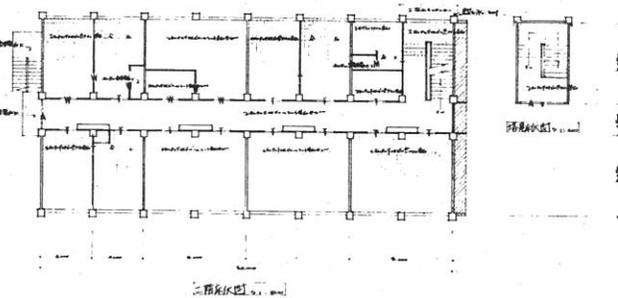


断面図



断面図

岡山大学施設課		建築課	設計課
設計者	岡山大学温泉研究所研究室 実験室新嘗地の施工	建築課長	設計課長
41	東前北側各室配置 計画図 - 階 - 階塔見存木図	建築課	設計課
17		昭和41年 月 日	18 3



平面図

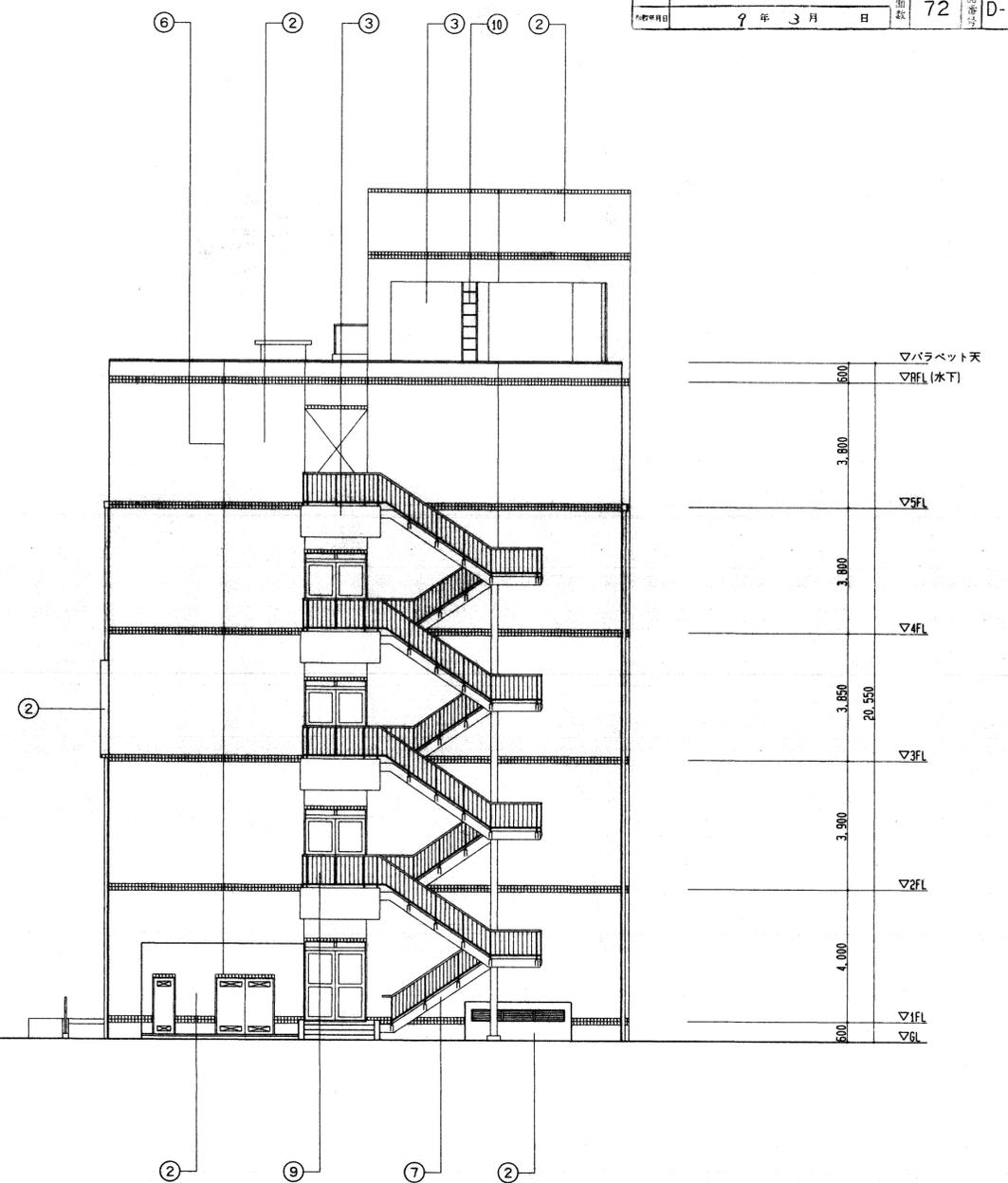
記号	使用仕上材料名
T	テラコブロック
W	木架 圓木
A	アルミ製
M	モルタル塗金網網

参考写真(現在は、増築を経て3階建てである。)

岡山大学 施設部		部	課	主任
工事名	岡山大学(国体地球研)実験研究棟新営その他工事	課長	主任	主任
立図区	立面図(1)	係長	担当	担当
図面枚数	72	図面番号	D-11	
作成年月日	9年3月日			



南面立面図 1/100



東面立面図 1/100

① 外装タイル被覆	⑥ 化粧目地	⑪ 堅種 カラーステンレス	⑬ 鋳鋼 SOP
② 外装A	⑦ 鉄骨 SOP	⑫ 床タイル被覆	⑭ ステンレス手摺
③ 外装B	⑧ スチール手摺 SOP	⑮ アルミ笠木(電解着色)	⑯ 排気孔(フード付ガラー)
④ アルミルーバー	⑨ スチール手摺 SOP(両開キ戸)		
⑤ アルミパネル2.0(電解着色)	⑩ ステンレスタラップ		
		⑯ 飾り樹	⑰

	岡山大学(国体地球研)実験研究棟新営工事	DATE
	ARCHITECT & OFFICE BRANCH: APPR. BY: CHKD. BY: DRAWN BY: DRAWING TITLE: 立面図(1)	SCALE: 1/100

岡山大学施設部		設計責任者	[印]	
工事名	岡山大学(固体地球研)実験研究棟新築その他工事	部長	[印]	副部長補佐
図面番号	72	担当	[印]	[印]
図面数	72	図面番号	D-12	
作成日	9年3月 日			



北面立面図 1/100

西面立面図 1/100

① 外装タイル縦張	⑥ 化粧目地	⑪ 壁植 カラーステンレス	⑬ 床タイル張
② 外装A	⑦ 鉄骨 SOP	⑫ ステンレス手摺	⑭ アルミ笠木(電解着色)
③ 外装B	⑧ スチール手摺 SOP	⑮ 排気孔(フード付ガラリ)	
④ アルミルーバー	⑨ スチール手摺 SOP (両開キ戸)		
⑤ アルミパネル42.0(電解着色)	⑩ ステンレスタラップ		

株式会社 教育施設研究所 <small>ARCHITECT & OFFICE BRANCH</small>		岡山大学(固体地球研)実験研究棟新築工事 <small>APPR. BY</small>		<small>DATE</small>
<small>CHKD. BY</small> [印]		<small>DRAWN BY</small> [印]		<small>DRAWING NO.</small> D-12
<small>DRAWING TITLE</small> 立面図(2)		<small>SCALE</small> 1/100		

(1) 点検チェックリスト

点検チェックリスト(学校設置者用)

通し番号

学校名		点検日			
点検者	職名:	点検箇所 (該当に○)	屋内運動場 廊下	教室 昇降口	特別教室 外部 その他
	氏名:	階		室名	

≪点検結果≫ A: 異常は認められない、または対策済み
 B: 異常かどうか判断がつかない、わからない
 C: 異常が認められる

点検項目(1/4)	点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)		
			目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家			
学校	天井	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	学校	25							
I 天 井	天(特)井(定)	①技術基準への適合	耐震性	44							
	(2) 在来/軽鉄下地	①壁際の吊り方	野縁や野縁受けの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	45						
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	45						
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	46						
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	46						
	(3) 在来/木下地	①木下地の配置	吊木等が適当な間隔で配置され、耐力が十分確保されているか。	耐震性	47						
		②下地材(腐朽など)	天井の木下地材の腐朽、割れは見当たらないか。	劣化	47						
		③天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡、天井面の著しい変形は見当たらないか。	劣化	47						
	(4) システム天井	①壁際の吊り方	Tバーの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	48						
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	48						
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	49						
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	49						
	直(張)5	①ボード類のずれなど	木毛セメント板等のボード類にずれ、ひび割れ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	51						
	直(吹)6	①吹き付けの劣化	吹き付けに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	51						
	直(塗)7	①モルタル(剥落など)	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	52						

点検項目(2/4)			点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)		
					目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家			
II 照明器具	学校	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	学校	25								
	(1) 吊り下げ形	①吊り材(緊結)	照明器具の吊り材は支持材に緊結されているか。	耐震性	54								
		②落下防止対策(屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	54								
		③取付け金物(劣化)	ビス等の取付け金物に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	54								
	(2) 直付け形	①取付け部(緊結)	照明器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	55								
		②落下防止対策(屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	55								
		③取付け部(劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	55								
	(3) 天井埋込形	①落下防止対策	落下防止対策がとられているか。	耐震性	56								
		②取付け部(劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	56								
		③周辺の天井材	照明器具周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	56								
	III 窓・ガラス	学校	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	26							
		学校	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	学校	26							
学校		クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	学校	27								
学校		窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	学校	27								
学校		扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	学校	27								
FIX窓		①FIX(はめごろし)窓/硬化性パテ	FIX(はめごろし)窓のガラスの固定に硬化性パテを使用していないか。	耐震性	57								
開閉窓		②開閉窓/引き違い窓	窓に動きにくさ、変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	58								
横連窓		③屋内運動場の横連窓	横連窓を支持する構造体の剛性が確保されているか。	耐震性	59								
IV 外壁(外装材)	学校	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	28								
	モルタル(1)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	61								
	ラス(2)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみが見当たらないか。	劣化	62								

点検項目(3/4)			点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)		
					目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家			
IV 外壁(外装材)	(3) タイル	①目地	伸縮調整目地が所要所に施工されているか。	耐震性	63								
		②剥落など	タイルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	63								
	(4) ALCパネルなど	①取付け工法	層間変位追従性が高い工法で設置しているか。	耐震性	64								
		②ひび割れなど	ALCパネルや押出成形セメント板などにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつき、錆は見当たらないか。	劣化	65								
	(5) サイディングなど	①ひび割れなど	ボードにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつきは見当たらないか。	劣化	65								
		②取付けビス	取付けビスに浮き等の異常は見当たらないか。	劣化	65								
	(6) ガラスブロック	①工法	古い工法で設置されていないか。	耐震性	66								
		②ずれ・せり出し	ガラスブロック壁に面外へのずれやせり出しは見当たらないか。	劣化	67								
		③欠損など	ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	67								
	(7) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	68								
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	68								
		③欠損など	コンクリートブロック壁にはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	69								
V 内壁(内装材)	学校	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	28								
	モルタル(1)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	71								
		①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみは見当たらないか。	劣化	72								
	ボード(2)	①はらみなど	ボードのはらみ、緩み、ずれ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	72								
		(4) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁(間仕切壁)は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	73							
	②構造体との緊結		鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	73								
	③欠損など		コンクリートブロックのはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	73								
	(5) ステージ前部の壁	①仕上面の状況	ビスや釘の浮き、ボードのはらみやずれ、汚れは見当たらないか。	劣化	73								
		②構造体との緊結	下地材と構造体(鉄骨等)が緊結されているか。	耐震性	73								

5章

点検チェックリスト及び解説

— 学校設置者編 —

点検項目(4/4)			点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
					目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家	
VI 設備機器	学校	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	学校	29						
	(1) 体育器具 放送機器	①取付け部(緊結)	放送機器や体育器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	74						
		②取付け金物	取付け金物の緩み、腐食、破損は見当たらないか。	劣化	74						
	学校	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	学校	29						
	(2) 空調室外機	①取付け部(緊結)	空調室外機や給湯設備などは支持材に緊結されているか。	耐震性	75						
		②取付け部(変形など)	取付け部に変形、腐食、破損は見当たらないか。	劣化	75						
VII テレビなど	学校	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	学校	30						
	学校	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	学校	30						
	学校	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	学校	31						
	ビ 天 吊 り テ レ ビ ・ エ ア コ ン	①取付け部(緊結)	天吊りのテレビ台及びエアコンが構造体に緊結されているか。	耐震性	76						
VIII 収納棚など	学校	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	学校	31						
	学校	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	学校	32						
	学校	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	学校	32						
IX ピアノ	学校	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	学校	33						
X ・エ キ ス パ ン シ ョ ン	学校	エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。	学校	34						
	学校	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	学校	34						
	ン エ キ ス パ ン シ ョ ン ・ ジ ョ イ ン ト	①エキスパンション・ジョイントの間隔	エキスパンション・ジョイントの間隔は十分か。	耐震性	77						
		②エキスパンション・ジョイントのカバー材	カバー材が適切な追従性能を有するか。	耐震性	77						
		※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。									